

第6期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
ひろぎんホールディングス本社ビル
4階大ホール

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

未来を、ひろげる。

ひろぎんホールディングス

証券コード：7337

ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、来る2026年6月24日（水曜日）に第6期定時株主総会を開催する運びとなりましたので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会は、株主の皆さまと私たち役員との貴重な対話の場であり、また、議決権を行使していただくための極めて重要な場でもあります。

何卒、ご出席賜りますよう、お願い申し上げます。

2026年5月

パーパス

当社グループの「存在意義」

幅広いサービスを通じて、地域社会と共に、
「未来を、ひろげる。」

経営ビジョン

当社グループの「目指す姿」

お客さまに寄り添い、信頼される
＜地域総合サービスグループ＞として、
地域社会の豊かな未来の創造に貢献します

代表取締役社長 ^へ ^や ^{とし} ^お 部谷 俊雄



株主各位

証券コード：7337
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日2026年5月27日)

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
株式会社ひろぎんホールディングス
代表取締役社長 部 谷 俊 雄

第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第6期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.hirogin-hd.co.jp/ir/stock/meeting/index.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

宝印刷「ネットで招集」 <https://s.srdb.jp/7337/>



東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
※銘柄名「ひろぎんホールディングス」またはコード「7337」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR
情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権
行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検
討くださいますと、後述のご案内に従って2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を
ご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2026年6月24日（水曜日）午前10時
場 所	広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール
目 的 事 項	報告事項 第6期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任 の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

＜株主総会のライブ配信について＞

当日会場にご来場いただけない株主さまのために、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承くださいますようお願いいたします。



配信予定：2026年6月24日（水）10：00～株主総会が終了次第、配信終了
<https://youtube.com/live/NNPHfSk4Qcw>

（※視聴に伴う通信費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。）

当社の会社情報や株主・投資家情報、サステナビリティへの取り組み等の情報については、
 当社ウェブサイトよりご覧いただけます。（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）

株主総会へのご出席に際し、サポート等が必要な株主さまは下記期限までに事前のご連絡をお願いいたします。

【期 限】2026年6月17日（水）

【連絡先】株式会社ひろぎんホールディングス 経営企画グループ 広報・地域貢献室
 TEL 082-245-5151（土日・祝日を除く、9:00～17:00）

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席いただける場合

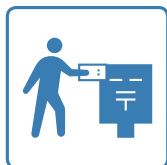


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時・場所

2026年6月24日（水曜日）午前10時
ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後5時まで

詳細は次頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

1. 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
2. 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当社定款第16条に基づき、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載していません。したがって、ご送付している書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



インターネットによる議決権行使のお手続きについて

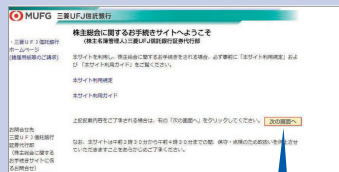
インターネットにより議決権を行使される場合は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。



パソコンの場合

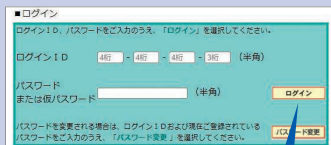
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォンの場合

同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「ログイン用QRコード」はこちら



議決権行使書(右下)

ご注意事項

- 1 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 2 パソコン、スマートフォン等による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに関して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。
- 3 インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議決権行使に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	性別	在任 期間	当社における 現在の地位	取締役会への出席状況 (2025年度)
1	再任 部 谷 俊 雄	男性	5年 9か月	取締役社長（代表取締役）	100% (14回／14回)
2	再任 廣 江 裕 治	男性	2年	取締役専務執行役員	100% (14回／14回)
3	再任 清 宗 一 男	男性	5年 9か月	取締役専務執行役員	100% (14回／14回)
4	新任 牛 尾 匡 映	男性	—	常務執行役員	—
5	新任 大 段 茂 樹	男性	—	常務執行役員	—
6	再任 新 免 慶 憲	男性	3年	取締役	100% (14回／14回)
7	再任 松村 はるみ	女性	2年	取締役	100% (14回／14回)

3

きよむね かずお

清宗 一男

(男性) 1963年2月8日生

再任

取締役在任期間 5年9か月

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況および担当)

1986年 4 月	株式会社広島銀行入行	2020年 6 月	同取締役常務執行役員
2008年 10 月	同営業統括部融資企画室長	2020年 10 月	当社取締役常務執行役員
2010年 4 月	同融資企画部融資企画室長	2022年 4 月	同取締役専務執行役員 (現任)
2013年 4 月	同本川支店長		株式会社広島銀行取締役頭取
2015年 4 月	同大手町支店長		(代表取締役) (現任)
2018年 4 月	同執行役員呉支店長兼呉市役所 出張所長	(重要な兼職の状況)	
2020年 4 月	同常務執行役員	株式会社広島銀行取締役頭取 (代表取締役)	

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2022年4月より株式会社広島銀行代表取締役頭取を務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

■ 所有する当社の株式数
10,400株

4

うし お ただてる

牛尾 匡映

(男性) 1968年5月21日生

新任

取締役在任期間 —

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況および担当)

1991年 4 月	株式会社広島銀行入行	2026年 4 月	当社常務執行役員経営企画部長 補佐兼経済産業調査部長補佐 (現任)
2014年 4 月	同人事総務部人事企画課長		
2017年 4 月	同児島支店長		
2019年 4 月	同秘書室長		株式会社広島銀行常務執行役員 (現任)
2020年 10 月	当社秘書室秘書グループ長		
2022年 4 月	株式会社広島銀行執行役員本店 営業部本店長	(担当)	
2024年 4 月	同常務執行役員本店営業部本店長	経営企画部長補佐、経済産業調査部長補佐	

取締役候補者とした理由

1991年より当社グループの一員として、主に、営業部門、企画部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
—

■ 所有する当社の株式数
7,000株

5

おおだん しげき
大段 茂樹

(男性) 1968年8月14日生

新任

取締役在任期間 —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1991年 4 月	株式会社広島銀行入行	2025年 4 月	同常務執行役員東京支店長
2014年 4 月	同安芸津支店長	2026年 4 月	当社常務執行役員グループ営業戦略部長補佐（現任）
2016年 4 月	同東京事務所長		株式会社広島銀行常務執行役員（現任）
2020年 4 月	同人事総務部長		
2020年 10月	当社経営管理部人事総務グループ長		
2023年 4 月	株式会社広島銀行執行役員東京支店長	(担当)	グループ営業戦略部長補佐

取締役候補者とした理由

1991年より当社グループの一員として、主に、営業部門、企画部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数

8,700株

6

しんめん よしのり
新免 慶憲

(男性) 1956年10月26日生

社外

独立

再任

社外取締役在任期間 3年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1980年 4 月	日本銀行入行	2015年 8 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会代表理事
2007年 3 月	日本銀行京都支店長	2017年 8 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事
2009年 7 月	日本銀行検査役	2020年 6 月	株式会社広島銀行取締役（社外）
2010年 11月	社団法人日本証券アナリスト協会参与	2023年 6 月	当社取締役（社外）（現任）
2011年 10月	公益社団法人日本証券アナリスト協会事務局長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

日本銀行および公益社団法人日本証券アナリスト協会にて培われた金融全般における高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。2020年6月より株式会社広島銀行取締役（社外）、2023年6月より当社取締役（社外）に就任しており、引き続きその高度な専門性や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況

100% (14回/14回)

■ 所有する当社の株式数

6,300株



まつむら

松村 はるみ

(女性) 1954年3月25日生

社外 独立 再任
社外取締役在任期間 2年



■ 取締役会への出席状況
100% (14回/14回)

■ 所有する当社の株式数
3,500株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1976年 4 月	株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社	2019年 7 月	株式会社ロック・フィールド取締役（社外）
2004年 6 月	株式会社アンリ・シャルパンティエ（現株式会社シュゼット）代表取締役	2022年 6 月	株式会社上組取締役（社外）（現任）
2011年 7 月	株式会社住生活グループ（現株式会社LIXIL）上席執行役員 株式会社LIXIL上席執行役員	2023年 6 月	株式会社広島銀行監査役（社外）
2016年 11月	株式会社LIXILグループ（現株式会社LIXIL）執行役専務 株式会社LIXIL取締役専務役員	2024年 6 月	当社取締役（社外）（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社上組取締役（社外）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

企業経営者として豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有しております。2023年6月より株式会社広島銀行監査役（社外）、2024年6月より当社取締役（社外）に就任しており、引き続きその豊富な経験や高い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 新免慶憲氏および松村はるみ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 新免慶憲氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。なお、株式会社広島銀行社外取締役の在任期間と通算して6年となります。
4. 松村はるみ氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、株式会社広島銀行社外監査役の在任期間と通算して3年となります。
5. 当社は、新免慶憲氏および松村はるみ氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 新免慶憲氏および松村はるみ氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役 谷 宏子氏、北村 俊明氏および大隈 郁仁氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		ふり 氏 名	性別	在任 期間	当社における 現在の地位	取締役会への 出席状況 (2025年度)	監査等委員会への 出席状況 (2025年度)
1	再任	たに ひろ こ 谷 宏 子	女性	4 年	取締役 監査等委員	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
2	再任	きた むら とし あき 北 村 俊 明	男性	4 年	取締役 監査等委員	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)
3	再任	おお くま ゆう じ 大 隈 郁 仁	男性	2 年	取締役 監査等委員	100% (14回/14回)	100% (15回/15回)

1

谷 宏子

(女性) 1955年7月3日生

社外

独立

再任

社外取締役在任期間 4年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1982年 11月	監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	2019年 7月	長州監査法人代表社員
1989年 8月	公認会計士登録	2020年 6月	九州電力株式会社取締役監査等委員（社外）
2004年 6月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員	2022年 6月	当社取締役監査等委員（社外）（現任）
2018年 7月	谷公認会計士事務所代表（現任）	2026年 3月	税理士登録 谷宏子税理士事務所代表（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士、税理士として財務および会計に関して豊富な経験と幅広い知見を有し、また上場企業の取締役監査等委員も経験しております。2022年6月より当社の監査等委員である取締役（社外）に就任しており、引き続き財務および会計の専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

■ 監査等委員会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
5,300株

2

北村 俊明

(男性) 1955年9月27日生

社外

独立

再任

社外取締役在任期間 4年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1983年 4月	富士通株式会社入社	2016年 4月	オスカーテクノロジー株式会社フェロー
2000年 7月	京都大学総合情報メディアセンター助教授	2016年 7月	広島市立大学名誉教授（現任）
2002年 4月	広島市立大学情報科学部情報工学科教授	2022年 6月	当社取締役監査等委員（社外）（現任）
2014年 4月	早稲田大学グリーン・コンピューティング・システム研究機構客員上級研究員（研究院客員教授）		

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。2022年6月より当社の監査等委員である取締役（社外）に就任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（14回／14回）

■ 監査等委員会への出席状況
100%（15回／15回）

■ 所有する当社の株式数
2,600株

3

おおくま ゆうじ

大隈 郁仁

(男性) 1958年8月3日生

社外

独立

再任

社外取締役在任期間 2年

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況および担当）

1982年 4 月	東急不動産株式会社入社	2022年 4 月	同取締役
2011年 6 月	同取締役	2022年 6 月	株式会社東急総合研究所代表取締役社長
2013年 10 月	東急不動産ホールディングス株式会社取締役	2022年 7 月	東急不動産株式会社特別顧問（現任）
2015年 4 月	同代表取締役社長	2024年 6 月	当社取締役監査等委員（社外）（現任）
2017年 4 月	東急不動産株式会社代表取締役社長	2025年 1 月	株式会社東急総合研究所取締役会長（現任）
2020年 6 月	東急不動産ホールディングス株式会社代表取締役副会長 東急不動産株式会社取締役会長		
2021年 4 月	東急不動産ホールディングス株式会社取締役副会長		



■ 取締役会への出席状況

100% (14回／14回)

■ 監査等委員会への出席状況

100% (15回／15回)

■ 所有する当社の株式数

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割

東急不動産ホールディングス株式会社代表取締役社長および東急不動産株式会社代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。2024年6月より当社の監査等委員である取締役（社外）に就任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷宏子氏は当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に勤務しておりましたが、2018年6月に同監査法人を退職しております。同監査法人在籍時は代表社員は務めておらず、また当社および当社子会社の監査業務も担当しておりません。
3. 谷宏子氏が2020年6月から2022年6月まで取締役監査等委員（社外）に就任していた九州電力株式会社は、特別高圧電力および高圧電力の官公庁等の入札契約に関して、2023年3月、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、同社は九州電力送配電株式会社から業務を受託している非常災害時等の顧客情報等を閲覧していた事案が判明し、2023年4月、経済産業省から電気事業法に基づく業務改善命令を受けました。同氏は在任時の取締役会等において、日頃からグループガバナンスやリスク管理、法令順守等の視点に立った意見・提言等を行い、法令違反等の予防を行っておりました。
4. 谷宏子氏および北村俊明氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年、大隈郁仁氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、谷宏子氏および北村俊明氏、大隈郁仁氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合は、各候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

氏 名		社内取締役が経験を有する分野				社外取締役に当社が特に期待する分野			
		経営戦略・サステナビリティ	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム	企業経営・サステナビリティ	経済・金融	財務・会計	DX・IT・システム
社内取締役	部 谷 俊 雄	●	●	●	●				
	廣 江 裕 治	●	●	●	●				
	清 宗 一 男	●	●	●					
	牛 尾 匡 映	●		●					
	大 段 茂 樹	●		●					
	青 木 龍 一		●	●					
社外取締役	新 免 慶 憲						●		
	松 村 はるみ					●			
	谷 宏 子							●	
	北 村 俊 明								●
	大 隈 郁 仁					●			

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。
当社の社外取締役の独立性判断基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額のうち金銭で支給するものは、2021年6月25日開催の当社第1期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

また、金銭報酬とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）及び執行役員等を対象とする株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の継続について、2023年6月27日開催の当社第3期定時株主総会において、ご承認をいただき、さらに、2024年6月25日開催の当社第4期定時株主総会において信託に拠出する信託金の上限金額の改定についてご承認をいただいております。

今般、当社は、対象取締役が、在任期間中から当社普通株式の直接的な取得及び保有を通じて、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、現在導入している株式報酬制度「役員報酬BIP信託」に代えて、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記Ⅰ. のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定したいと存じます。なお、上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定することといたします。譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記Ⅰ. 2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.03%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.3%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、株式報酬制度「役員報酬BIP信託」については、新たな金銭の拠出及び新たなポイントの付与を停止するなど下記Ⅱ. のとおり取扱い予定でございます。また、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、事業報告に記載

の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につき、本議案末尾の（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

本議案については、過半数を独立社外取締役で構成する当社のグループ指名・報酬諮問委員会における審議・答申を経て当社取締役会において決定しております。また、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は5名となります。

記

I. 対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記

3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができることとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割

当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」という。）の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び広島銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は広島銀行の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び広島銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本議案をご承認いただいた場合、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員並びに広島銀行の取締役及び執行役員に対し、また、上記の譲渡制限付株式と一部異なる設計の譲渡制限付株式を、広島銀行以外の子会社の取締役の一部に対し、それぞれ割り当てる予定です。

Ⅱ. 株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の今後の取扱い

1. 本議案をご承認いただいた場合、当社及び広島銀行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて国内非居住者を除き「本制度対象取締役等」という。）を対象として現在導入している株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（以下、「本制度」という。）については、本制度のために設定された信託（以下、「本信託」という。）に対する新たな金銭の拠出及び本制度対象取締役等に対する新たなポイントの付与を停止します。

本制度対象取締役等は、本株主総会までに付与されたポイントの累積値（以下、「累積ポイント」という。）に応じて、退任時（退任には、海外赴任により国内居住者でなくなる場合を含む。）に、当社普通株式及び当社普通株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を受けます。

なお、本制度対象取締役等が、死亡した場合、累積ポイントに相当する当社普通株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該制度対象取締役等の相続人が受けるものとします。

1 ポイントは、当社普通株式 1 株とします。ただし、今後、当社普通株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正と認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社普通株式数の調整がなされることとします。

2. 本議案をご承認いただいた場合、本制度対象取締役等の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、本信託内の当社普通株式について支払われる配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、配当基準日における本制度対象取締役等に付与された累積ポイントに応じて、1 ポイントあたり 1 株の配当金に相当する金額を留保し、本制度対象取締役等の退任時に、上記Ⅱ. 1. により交付及び給付が行われる当社普通株式及び金銭とともに、本制度対象取締役等又は本制度対象取締役等の相続人に給付されます。
3. 本信託内にある当社普通株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中は、議決権は行使されないものとします。

4. 本制度に関するその他の内容については、当社取締役会において定めます。

(ご参考)

当社は、本議案をご承認いただいた場合、事業報告に記載の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の「d. 株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針」を次のとおり変更する予定です。

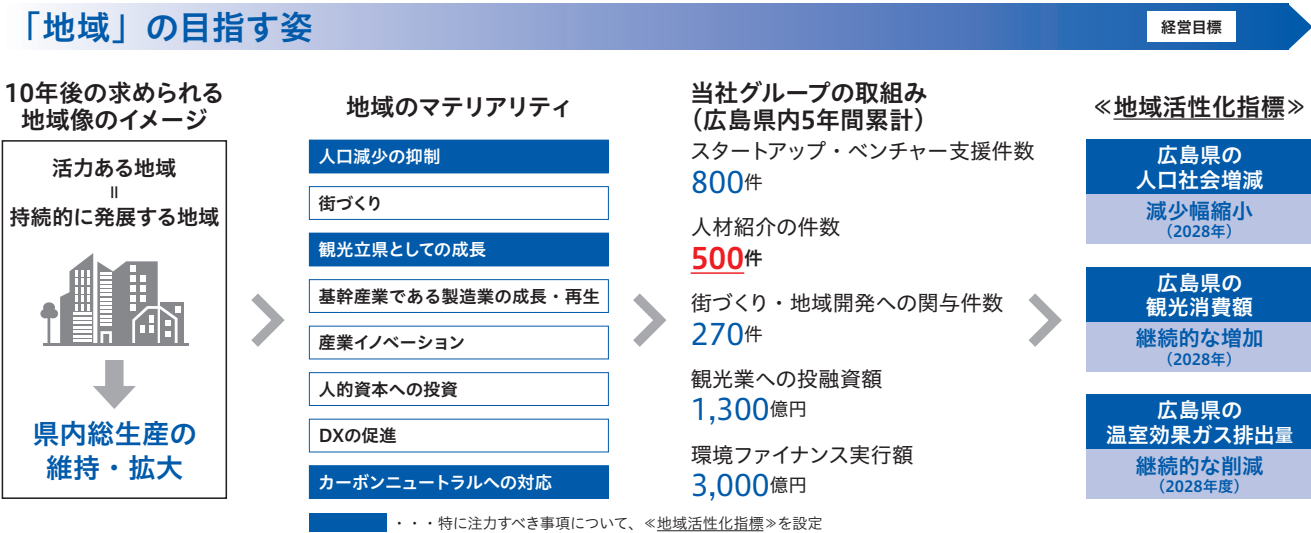
現 行	変 更 後
d. 株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む） 株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にするため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、役員報酬BIP信託にて運営し、信託期間中、一定のポイントを付与し、取締役に対する株式の交付は、当社及び株式会社広島銀行の双方の退任時にポイントの累積値に応じて行うものとする。 ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、当該株式交付相当額の返還を請求することができることとする。	d. 株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む） 株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にし、株主との価値共有を進めるとともに当社グループの企業価値向上への貢献意欲を高めるため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、譲渡制限付株式にて運営し、当社の普通株式を毎事業年度一定の時期に割当て交付し、当社及び株式会社広島銀行の双方の取締役及び執行役員の退任時に譲渡制限を解除するものとする。 (マルス・クローバック条項) ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、譲渡制限の解除前における交付株式の没収（マルス）、又は譲渡制限の解除後における交付株式相当額の金銭の返還（クローバック）を請求することができることとする。

以 上

(ご参考)

「中期計画2024」 計画期間:2024～2028年度

「中期計画2024」では、「活力ある地域」(＝県内総生産が維持・拡大している地域)の実現に向「地域における圧倒的な存在感」の発揮を目指します。また、業務軸の深化・拡大、人的資本
なお、中期計画スタート以降、段階的に経営目標の見直しを実施しており、2026年5月にも、



「中期計画2024」の目標見直し推移〔当社グループの取組み（広島県内5年間累計）〕

▶ 人手不足等に起因する需要拡大を背景に、2026年5月に、『人材紹介の件数』の5年間累計目標を上方修正しております。

		2024年度 (中計スタート時)	2025年度 見直し	2026年度 見直し	<2年間累計実績> ()は進捗率
変更なし	スタートアップ・ベンチャー支援件数	800件	800件	800件	285件 (35.6%)
上方修正	人材紹介の件数	350件	350件	500件 (見直し)	162件 (32.4%)
変更なし	街づくり・地域開発への関与件数	120件	270件 (見直し)	270件	105件 (38.9%)
変更なし	観光業への投融資額	1,300億円	1,300億円	1,300億円	243億円 (18.7%)
変更なし	環境ファイナンス実行額	1,800億円	3,000億円 (見直し)	3,000億円	1,241億円 (41.4%)

け、地域のマテリアリティを明確化しました。その解決に取り組むことを通じて、当社グループはの最大化を通じて「当社グループ」の目指す姿を実現し、企業価値の向上を図ってまいります。事業性貸出残高の堅調な伸び等を背景に、目標の一部を上方修正しております。

「当社グループ」の目指す姿

経営目標

地域において圧倒的な存在感を発揮

業務軸の深化・拡大

機能

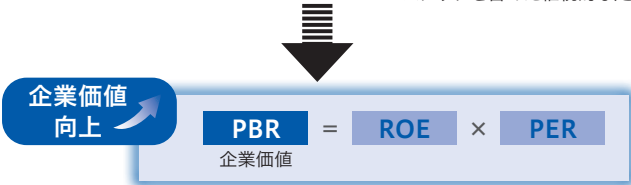
+

体制
(人財)

人的資本の最大化

- 金融・非金融面での高度なソリューション提供
- アライアンスを活用した幅広いサービスの提供
- グループ連携の一層の強化

- 従事者一人ひとりの自律的なキャリア形成を組織的に支援（リスクリング等の人的資本投資の拡充）
- 従事者一人ひとりが高いエンゲージメントを保有
- ベースアップを含めた継続的な処遇水準の見直し



《経営指標》(2028年度)》	
連結ROE	11%以上
当期純利益÷純資産	
連結自己資本比率	10%程度
自己資本の額÷リスク・アセットの額	
連結BPS	2,200円以上
期末純資産÷期末発行済株式数 (自己株式除く)	
《目指す利益水準》(2028年度)》	
親会社株主に帰属する当期純利益	700億円

「中期計画2024」の目標見直し推移〔経営指標・目指す利益水準（中計最終年度：2028年度）〕

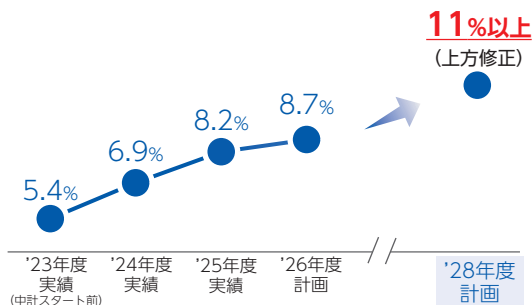
➤ 事業性貸出残高の堅調な伸び、有価証券ポートフォリオの改善等を背景に、2026年5月に、『連結ROE』、『連結BPS』、および『親会社株主に帰属する当期純利益』の中計最終年度の目標を上方修正しております。

		2024年度 (中計スタート時)		2025年度 見直し		2026年度 見直し
経営指標	上方修正 連結ROE	7%以上	➡	9.5%以上 (見直し)	➡	11%以上 (見直し)
	変更なし 連結自己資本比率	11%程度	➡	10%程度 (見直し)	➡	10%程度
	上方修正 連結BPS	2,000円以上	➡	2,000円以上	➡	2,200円以上 (見直し)
目指す利益水準						
	上方修正 親会社株主に帰属する当期純利益	450億円	➡	570億円 (見直し)	➡	700億円 (見直し)

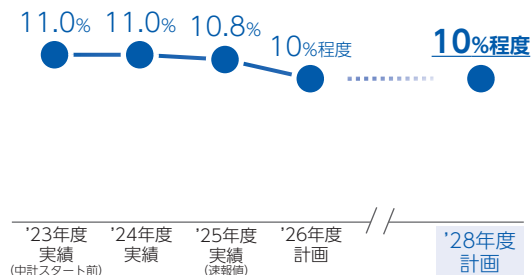
■ 経営指標・当期純利益の推移について

貸出金収支の増加や、有価証券運用における収益力強化等により、2025年度は、「親会社株主に帰属する当期純利益」について、2年連続で過去最高を更新しました。今後も、広島銀行を中核にグループ各社の機能を結集し、総合的なソリューションの提供を通じて、地域社会やお客さまへのさらなる貢献に努めるとともに、「連結ROE 11%以上」をはじめとする、経営指標の達成に邁進してまいります。

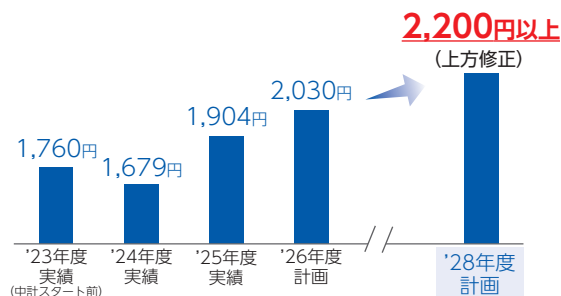
連結ROE



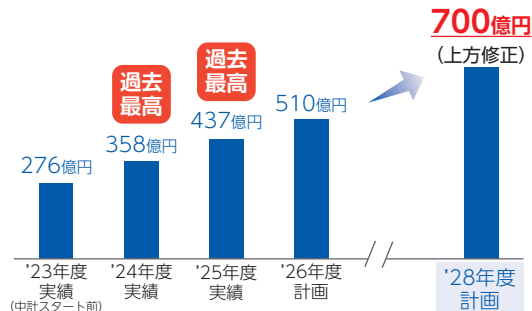
連結自己資本比率



連結BPS



親会社株主に帰属する当期純利益



決算ハイライトの詳細は、下記URLよりご確認ください。

⇒ <https://www.hirogin-hd.co.jp/ir/library/financial-statements>



■ 注力分野への取組状況について

中期計画最終年度（2028年度）に「連結ＲＯＥ１１％以上」を実現するため、「当社グループの強みを活かしたビジネス展開」および「構造改革」について、目標の一部を上方修正するなか、一層強化し進めてまいります。

▶ 当社グループの「強み」を活かしたビジネス展開

【 】内は見直し前の目標値

注力分野		2023年度 (中計スタート前)	2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
		実績			計画	
法人 ソリューション	関連収益	58億円	76億円	86億円	100億円	約110億円
	人員配置	72名	94名	136名	173名	200名 【160名】
地域開発 ビジネス	関連収益	20億円	28億円	39億円	38億円	約48億円 【約40億円】
	人員配置	33名	35名	36名	41名	48名
船舶 ファイナンス	関連収益	103億円	123億円	136億円	155億円	約190億円 【約160億円】
	人員配置	31名	34名	38名	39名	43名

▶ 「構造改革」を進める業務領域

注力分野		2023年度 (中計スタート前)	2024年度	2025年度	2026年度	2028年度
		実績			計画	
有価証券運用・ ALM	関連収益	62億円	125億円	208億円	250億円	約345億円 【約225億円】
	人員配置	45名	47名	48名	49名	52名

政策保有株式について

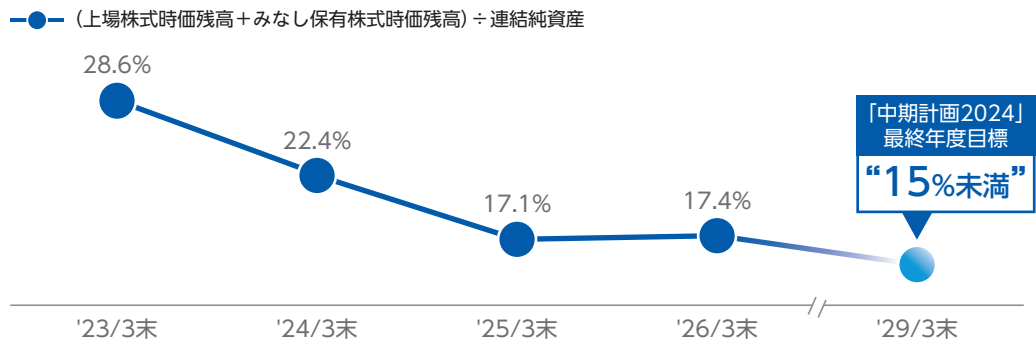
<政策保有に関する方針>

当社グループでは、政策保有株式について、地域経済の発展や当社グループの企業価値の向上に資するなど保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。保有する株式については、リターンに対する資本コストやRORA等の資本効率性、当該企業の地域経済への貢献度合い、ESG要素も踏まえた成長性・将来性などを、取締役会で定期的に検証し、保有意義を検証しております。

<政策保有株式の縮減への取組み>

2029年3月末(「中期計画2024」の最終年度)までに、上場株式およびみなし保有株式の時価ベースの合計額について、「連結純資産対比15%未満」を目指し取り組んでまいります。

<政策保有株式の縮減推移および残高の状況>



(単位: 億円)

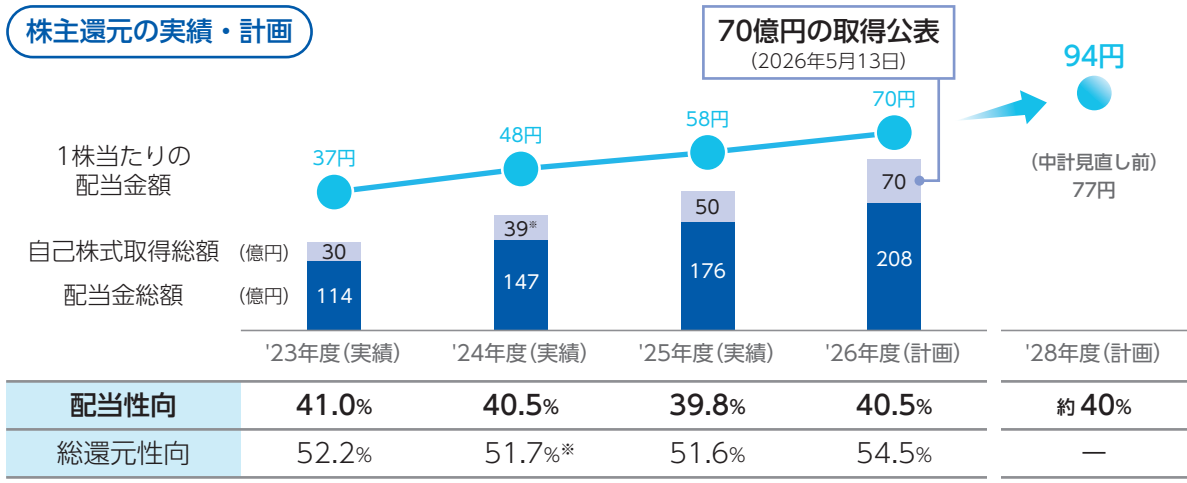
年月	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末
時価残高※	1,430	1,201	864	990
簿価残高	310	236	221	212

※有価証券報告書に記載される「みなし保有株式」含む。

株主還元について

<株主還元方針>

配当性向	利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的かつ持続的な増加を基本とし、 配当性向を40%程度 といたします。
自己株式取得	財務の健全性を維持 する中、業績動向や市場環境等を総合的に考慮したうえで 機動的に実施 いたします。 → <2026年度 自己資本比率目標> 10%程度(HD連結・銀行単体とも)



※取得額 50 億円のうち 100 万株は、ひろしま美術館に対する賛助を目的とした第三者割当による自己株式処分を実施しており、実質的な取得額は 39 億円として算出

<配当金>

当社は、定款の規定により、2026年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

- 1

期末配当金
1株当たり31円00銭
- 2

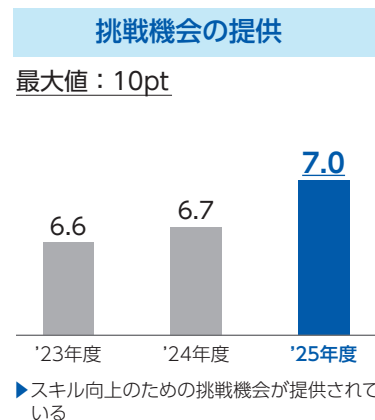
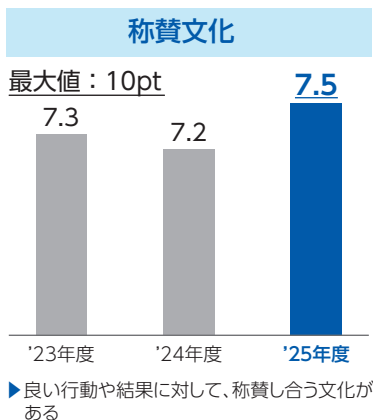
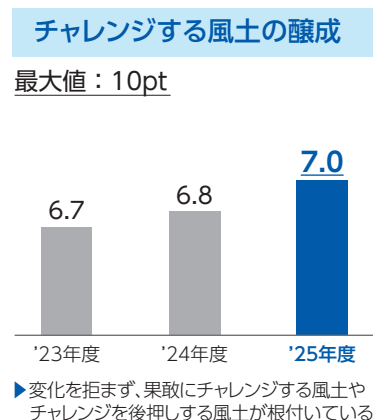
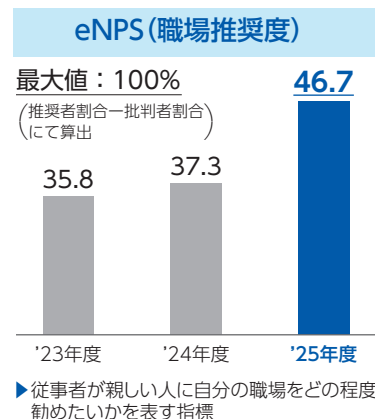
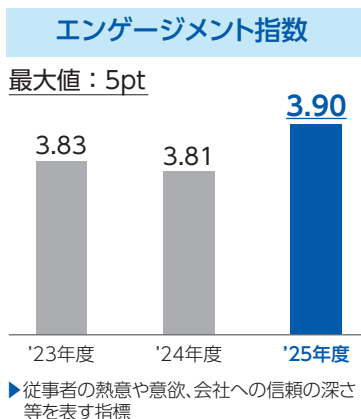
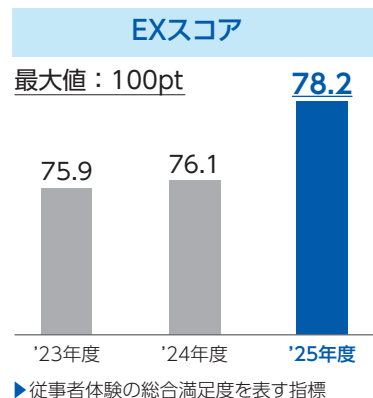
効力発生日(支払開始日)
2026年6月4日

※中間配当(1株当たり27円00銭)と合わせて、年間配当は1株当たり58円00銭となります。

■ 従事者のエンゲージメント向上について

当社グループの持続的な成長を測る一つの指標として、パーパスや企業風土への共感、仕事調査を実施。2025年度は主要な以下の指標が過去最高となりました。今後も、手挙げ制度力的な企業風土・職場環境の構築に努めてまいります。

<エンゲージメント調査結果>



※1 2023年度より、株式会社HRBrainが提供する組織診断サーベイ「EX intelligence」を用いて年に一度実施。

※2 それぞれの指標によって、算出方法・単位は異なります。

への熱意など「期待」と「実感」という観点から、グループ全従事者を対象としたエンゲージメントの充実や経営層との対話機会の拡充などの各種施策を通じて、従事者が誇りを持って働ける魅

＜施策の取組み状況＞

未来創造推進ワーキンググループ
(従事者による経営提言の場)

34名参加 3回実施
(2026年3月31日時点累計)
※2023年度上期～

ポストチャレンジ制度
(自律的なキャリア形成を促す社内公募制度)

応募者69名に対して35名配置
(2026年4月異動)

社内インターンシップ
(部門横断的な経験機会の提供)

1,088名利用
(2026年3月31日時点累計)
※2022年度上期～

越境業務体験
(外部企業を含む経験機会の提供)

118名利用
(2026年3月31日時点累計)
※2023年度上期～

社外役員との意見交換会

97名参加 16回実施
(2026年3月31日時点累計)
※2023年度上期～

リバースメンター制度
(従事者による経営層への助言)

役員13名に対して63名参加
(2026年3月31日時点累計)
※2023年度上期～

タウンホールミーティング
(経営層との対話強化)

1,775名参加 122回実施
(2026年3月31日時点累計)
※2024年上期～

従業員持株会加入率

80.3%
(2026年3月31日時点)

コーポレートガバナンスについて

取締役選任議案が承認可決された場合、取締役会の構成および社外取締役比率は以下の通りとなる予定です。今後も一層のコーポレートガバナンスの強化を企図し、社外取締役比率50%以上を目指し取り組んでまいります。

【選任議案が承認可決された場合の取締役会構成】



ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取組みについて

当社グループでは、多様な人財の採用や働き方を通じて、一人ひとりがポテンシャルを最大限発揮できる全員活躍組織を目指し、取り組んでおります。

女性の積極登用 ・活躍支援

(女性活躍関連目標)

項目	2026年4月1日 (実績)	2030年度 (目標)
女性取締役比率	18%※	30%以上
女性管理職比率	16%	25%程度

※ 選任議案が承認可決された場合の女性取締役比率も、18%となる予定 (2/11名)

両立支援

(男性の育児休業取得)

2025年度に配偶者が出産した従事者全員が育児休業を取得

障がい者の 雇用促進

(障がい者雇用比率)

3.2% (2026年4月1日時点) ※2026年4月1日時点の法定雇用率2.5%

第6期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、銀行持株会社である当社並びに広島銀行を含む連結子会社12社及び持分法適用関連会社1社から構成される企業集団であり、広島県を中心とした地元4県（岡山県、山口県、愛媛県）を主要な地盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務、投資業務、IT関連業務、クレジットカード・信用保証業務、各種コンサルティング業務等を通じて、地域の皆さまに非金融分野も含めた総合サービスを提供しております。

〔金融経済環境〕

2025年度のわが国経済は、米国の関税政策等の影響を受けて、輸出や生産が横這い圏内の動きにとどまったものの、底堅い企業業績と人手不足を背景に設備投資が増加したほか、所得改善の中で個人消費が持ち直しつつあるなど、緩やかながら回復基調を辿りました。この間、日本銀行は利上げを実施するなど、金融政策の正常化に向けた動きが進展しました。

ただし、中東情勢の緊迫化に伴う物価上昇の再加速や景気の下振れ懸念、米国の通商政策や日中関係の行方、さらには為替動向など、先行きの不確実性は高まっています。

当地方の経済は、物価上昇の中で個人消費は足踏み感の強い展開が続いたものの、設備投資が高水準で推移し、主力の自動車産業を中心に輸出や生産が上向きつつあるなど、持ち直しに向けた動きがみられました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当社グループでは、グループ一体経営及びグループ内連携を更に強化するとともに、グループ各社の特長・強みを活かす中、「地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み」及び「当社グループの経営基盤の強化に向けた取組み」並びにこれらの取組みに向けた「当社グループ・お客さま・地域における変革への取組み」により、当社グループのパーパス（存在意義）『幅広いサービスを通じて、地域社会と共に、「未来を、ひろげる。』』の実現を図っております。

また、当社グループのパーパスの実現に向けた目指す姿を社内外に明確に示すため、経営理念（経営ビジョン）を「お客さまに寄り添い、信頼されるく地域総合サービスグループ>として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」としております。

このパーパス・経営理念の実現に向け、当社グループでは、2024年4月から2029年3月までを計画期間とする「中期計画2024」（以下、「中期計画」といいます。）を策定しております。2025年度は、中期計画の実現に向けてチャレンジする年度として、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元4県マーケットにおいて、業務軸及び顧客軸の深化・拡大を図るとともに、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットするため、各種取組みを進めてまいりました。

加えて、当社グループでは、マーケットインの徹底に向け、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実践する中、お客さまとのリレーションの深化・拡大を進め、グループ連携の一層の強化を通じた幅広いソリューション提供により、お客さまの成長への貢献を図っております。

中期計画に係る具体的な取組みは以下のとおりです。

①地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み

（地域活性化に向けた取組み）

現在、地域における人口減少や中小企業の後継者不足など、多くの問題が顕在化しており、地域社会の構造的な課題の解決が求められる状況となっております。こうした中、当社グループでは、「地域の成長なくして、当社グループの成長なし」との考えのもと、行政・地域企業を含む外部パートナーとの連携を通じ、地域活性化に資する取組みを強化しております。

具体的には、「地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み」の一環として、東京ガールズコレクションを企画・制作するW TOKYOと締結した「地方創生の推進に関する連携協定書」に基づき、「ヒロマツホールディングス presents TGC HIROSHIMA 2025 by TOKYO GIRLS COLLECTION」に特別協力として参画しました。また、地域企業と国内外の有望なスタートアップをつなぎ、オープンイノベーション（事業共創）を促進させ新たなビジネスや価値を創出することを目的としたスタートアップイベント「TSUNAGU広島」を2年連続で開催いたしました。3年目となる2026年度においては、広島市と福山市の2地域で開催し、より多くの地域企業とスタートアップとの事業共創の機会を創出することで、地域産業の活性化と持続的な成長に

貢献してまいります。

これらに加え、ひろぎんエリアデザインによる行政や再開発事業者等へのコンサルティング、2026年4月に新たに設立したひろぎんリージョナルアドバイザーズによる再開発等の初期・事業化段階において用いられる「不動産私募ファンド」の組成・運用などを通じ、引き続き地域の「まちづくり」へ積極的に参画してまいります。

また、地域が持続的により発展していくためには、広島を「働く場所」としてより魅力的な県にしていく必要があることから、組織の枠を超えて人がつながり、誰もが自分らしく働くことのできる魅力的な職場を広島で増やしていくことを目的として、2024年5月より、中国電力・マツダ・広島県と共に、地元企業ネットワーク「HATAful（はたフル）」を始動しております。2026年度は、本プロジェクトの趣旨にご賛同いただける広島県内企業の皆さまの活動の輪を更に広げ、より実効性の高い活動を推進してまいります。

（法人のお客さまへの取り組み）

法人のお客さまに対しては、その事業の発展に貢献するため、広島銀行が強みとする事業性評価を軸とした強固なリレーションに基づき、お客さまの多様なニーズの把握に努めるとともに、把握したニーズに対し金融にとどまらないグループソリューションを提供いたしました。特に、広島銀行においては、原油価格・物価高騰等の影響を受けられたお客さまに対して、営業店と本店部の連携による資金繰り支援や各種補助金等の活用サポートに加え、本業支援などの総合的な伴走型支援を強化してまいりました。

また、シニア社債発行等を通じた資本政策による広島銀行の自己資本の充実により、財務の健全性を維持しつつ、ファイナンスやエクイティを中心とした積極的な信用リスクテイクを通じて、地域及びお客さまの課題解決に資する資金仲介機能を一層強化いたしました。

加えて、2025年4月に広島銀行ソリューション営業部法人ソリューション室内に新設したDXコンサルティング組織によるデジタル・トランスフォーメーションに関するお客さまの経営課題の解決に取り組みました。

これらの他、地域の中小企業経営者が抱えている人材確保に関する経営課題に対し、地元企業との合併で設立したひろぎんワールドビジネスにて、外国人材の受入支援を行うとともに、人事労務に関する経営課題に対し、ひろぎんヒューマンリソースによるコンサルティングを積極的に実施いたしました。

（個人のお客さまへの取組み）

個人のお客さまに対しては、ライフプランに沿ったあらゆるニーズにトータルでお応えするため、「〈ひろぎん〉ライフデザインサービス」を起点とし、広島銀行やひろぎん証券を中心に、NISA制度への対応など、お客さまのライフプランに則ったゴールベース資産管理型ビジネスを展開しております。インフレの進行や平均寿命の延伸などにより、将来に備えた資産形成の重要性が高まる中、お客さま一人ひとりの目標に合わせて資産運用をサポートするゴールベースアプローチ型ファンドラップサービス [MY GOALS] への関心が高まっており、当該サービスの運用資産残高は300億円に到達いたしました。

また、近年、若年層を含む投資の裾野が急速に拡大しており、人生100年時代へ向けた資産形成の手法や金融リテラシーの浸透、資産形成に関するより専門的なアドバイスの必要性が一層高まっていることから、ひろぎんライフパートナーズにて、楽天証券・SBI証券や保険会社と連携のうえ資産形成セミナーを定期的を開催し、ネット証券で口座をお持ちの方やこれまで接点を持てなかったお客さまと対面接点（オンライン面談含む）を持ち、面談を通じて資産運用や資産形成に関するお悩みの解決に取り組んでおります。

（店舗・チャネルに係る取組み）

デジタルチャネルへの移行、キャッシュレスの進展やコロナ禍以降のお客さまの行動変化を受け、リアルチャネル（店舗）やデジタルチャネルの在り方も変化しております。こうした中、当社グループでは、リアルチャネルとデジタルチャネルの融合を図りながら、グループ一体となって、業務軸及び顧客軸の深化・拡大による「地域総合サービス」の展開を支えるチャネルの構築を進めております。

具体的には、広島銀行のリアルチャネルにおいて、「地域の皆さまが交流できる場所」をコンセプトに、木造建築の温かみのある空間にセミナースペースやコミュニティスペースを設けた店舗として高屋支店を新築移転オープンいたしました。また、平日の来店が難しい個人のお客さまでも、土日も含め、ローン・保険・資産運用（NISA）など、幅広いご相談が可能な体制を充実させるため、「西条個人ローンセンター」の機能を拡充し、「〈ひろぎん〉ライフコンサルプラザ西条」を開設いたしました。

デジタルチャネルにおいては、個人のお客さま向けの「ひろぎんアプリ」や法人のお客さま向けの「〈ひろぎん〉ビジネスポータル」の機能拡充を進める等、引き続き利便性の維持、向上を進めております。

②当社グループの経営基盤の強化に向けた取組み

（人的資本投資に係る取組み）

持続可能な成長を支える強い組織づくりにおいては、当社グループの全従業員が、その能力や専門性を遺憾なく発揮し、高いモチベーションとエンゲージメントを持ち、いきいきと働ける組織づくりが重要になります。そこで、当社グループでは、中期計画の実現に向け、最大の財産である従業員の能力発揮の促進とウェルビーイングの実現及びグループ経営の一層の高度化を企図し、グループ子会社の人事制度を抜本的に改定いたしました。

また、従業員の経営参画意識を高めるとともに、資産形成を促進する福利厚生制度の拡充を図ることなどを目的に、「ひろぎんホールディングス従業員持株会」を組織していることに加え、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」を導入しており、当社グループにおける持株会への加入率は80.3%（2026年3月末時点）と高い水準になっております。

加えて、各従業員の能力向上に向け、各種研修の実施やリスクリリング支援強化、外部トレーナーへの派遣による人財育成など、積極的に人的資本投資を実施したほか、中期計画で定めた注力分野を強化する観点から、83名の戦略的な人員の配置転換を実施いたしました。

更に、意思決定層における多様性の実現は、当社グループが掲げる重要な成長ドライバーであり、早急に女性マネジメント職比率を上げていく必要があることから、女性活躍関連目標を定めていることに加え、異業種からの専門性の高いキャリア人財の採用を実施しております。

これらの他、グループ全体で積極的に障がい者雇用に取り組み、「人生の充実感・働きがいを感じてもらえる職場づくり」を目指し、ひろぎんビジネスサービスにて、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「特例子会社^{*}」の認定を取得しており、「障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組みの実施状況が優良な中小事業主を、厚生労働大臣が認定する制度」である「もにす認定」を取得しております。

（※）「特例子会社」とは

障がい者雇用率制度において、障がい者の雇用機会の確保は個々の企業ごとに義務付けられています。

その特例である「特例子会社」制度では、障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるとしています。

(リスクアペタイト・フレームワークへの取組み)

当社グループでは、リスクアペタイト・フレームワークを導入しており、リスク・アセット対比の収益性を重視した経営に向け、グループ各社にリスク・アセットベースでの資本配賦を実施いたしました。

③当社グループ・お客さま・地域における変革への取組み

(グループ全体のSX・DX・AXへの取組み)

当社は、中期計画において、「地域・お客さまの成長・発展に向けた取組み」及び「当社グループの経営基盤の強化に向けた取組み」を実現するためのドライバーとして「SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）」、「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」及び「AX（アライアンス・トランスフォーメーション）」を掲げ、社会課題の解決及び当社グループの持続的成長に向け取り組んでおります。

具体的には、「SX」の取組みとして、カーボンニュートラルの実現に向け、お取引先企業とのエンゲージメントに注力するとともに、地域中核企業や自治体との連携・協働の取組みも進めております。DE&Iについては、地元企業ネットワーク「HATAful（はたフル）」の活動を通じて、働く場としての広島を高める方策について議論を重ね、多様な人財が多様な働き方で活躍できるサステナブルな社会へとつなげてまいります。

「DX」の取組みにつきましては、広島銀行における融資業務のプロセスにおいて、生成AIを活用して稟議書を作成する機能を開発し、全営業店へ導入いたしました。本取組みにより、年間約5,200時間の業務削減効果を見込んでおり、今後はこの効果の実現に向けて、運用及び精度の向上を行ってまいります。引き続き、全社的な生成AIの業務への活用を促進し、より一層効率化を進めてまいります。

「AX」の取組みにつきましては、2025年3月にちゅうぎんフィナンシャルグループと締結した「山陽地域のサステナビリティ推進に向けたパートナーシップ協定」に基づき、同社との連携を強化しております。2025年度においては、「女性」をキーワードとした地域活性化の可能性をテーマに、大阪・関西万博会場にて、女性のエンパワーメントと社会課題の解決に関する特別イベントを共催いたしました。今後も、両社グループの主要な営業エリアである山陽地域における、サステナビリティの向上や持続可能な地域社会の実現に向け、環境・社会課題の解決や地元の主要産業への支援等で協力・協業することで、地域の更なる活性化に取り組んでまいります。

また、広島銀行において、自動車産業支援に注力している地方銀行8行（足利銀行、群馬銀行、静岡銀行、中国銀行、名古屋銀行、広島銀行、山形銀行、横浜銀行）にて、「自動車産業支援にかかる広域連携協定書」を締結し、自動車産業支援の高度化に向けて取り組んでおります。

この結果、2025年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【当社グループの連結業績と主要勘定期末残高】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことから、前年度比499億円増加の2,512億円となりました。連結経常費用は、資金調達費用の増加に加え、国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したことから、前年度比400億円増加の1,891億円となりました。その結果、連結経常利益は前年度比99億円増加の620億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年度比79億円増加の437億円となり、2年連続で過去最高益を更新しました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比2,585億円増加の8兆1,930億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比1,901億円増加の9兆6,273億円となりました。

【株主還元】

当社は、＜地域総合サービスグループ＞として地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた配当を実施してまいります。

また、内部留保につきましては、収益力強化に向けた資本活用（地域課題解決・地域の持続的成長に向けた成長投資、人的資本への投資拡充等）とのバランスをとり運用することで、経営基盤の拡充や経営体質の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

「配当」

利益成長を通じた1株当たり配当金の安定的かつ持続的な増加を基本とし、配当性向を40％程度といたします。

「自己株式取得」

財務の健全性を維持する中、業績動向や市場環境等を総合的に考慮したうえで機動的に実施いたします。

当社の配当は、取締役会で決議される中間配当及び期末配当の年2回を実施しております。

なお、当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる旨を定款で定めております。これは、株主への安定的な利益還元を目的とするものであります。

この方針に基づき2025年度は、1株につき31円00銭の期末配当の実施を決議いたしました。これにより、中間配当（1株につき27円00銭）と合わせて、年間配当は1株につき58円00銭となりました。

【広島銀行の業績と主要勘定期末残高】

広島銀行の業績につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことから、前年度比471億円増加の2,157億円となりました。経常費用は、資金調達費用の増加に加え、国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したことから、前年度比379億円増加の1,588億円となりました。その結果、経常利益は前年度比92億円増加の569億円、当期純利益は前年度比74億円増加の403億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比2,586億円増加の8兆2,428億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比1,762億円増加の9兆6,481億円となりました。

今後も当社が中心となって、グループ連携強化によるグループシナジーの発揮及びグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

【対処すべき課題】

国内では「金利のある世界」が定着する中、当社グループの収益環境にとって確かな追い風となっています。こうした環境を受け、2025年度は過去最高益を2年連続で更新するなど、収益力は着実に向上しています。

当社グループは、「地域の成長なくして、当社グループの成長なし」との考えのもと、「中期計画2024」において「活力ある地域の実現」を掲げ、地域とともに成長することで、持続的な企業価値の向上を目指しています。その実現に向け、＜地域総合サービスグループ＞として、金融分野にとどまらず、非金融分野も含め、お客さまの多様なニーズに応える態勢を構築してきました。

2026年度は、中期計画の折り返しとなる3年目にあたります。これまでの2年間で整備してきた態勢を最大限に活用し、地域社会やお客さまの課題解決を通じて、地域経済及び当社グループの成長に向けた確かな成果へとつなげてまいります。

①価値創造に向けた取組み

当社グループは、「お客さま本位の業務運営」を基本とし、「活力ある地域の実現」及び「お客さまの成長・発展」に向けて各種施策に取り組んでいます。

個人分野においては、お客さまの豊かな将来の実現に向けた資産形成を支援しています。ファンドラップや積立投資信託といった継続的な資産運用は広島銀行が担い、株式や投資信託を中心とした対面での高度なコンサルティングはひろぎん証券が提供するなど、より高度な資産運用サービスを提供してまいります。

法人分野においては、貸出金やエクイティによる資金供給に加え、広島銀行の強みである事業性評価を起点としたソリューション提案を強化し、M&Aや事業承継支援などの取組みを拡充しています。地元の基幹産業である造船業は、日本政府の「17の成長戦略分野」の一つとして、2035年までに国内の船舶建造量を2024年比の約2倍（約1,800万総トン）に引き上げる目標が掲げられています。今後官民による1兆円規模の投資が見込まれており、こうした事業機会の拡大を背景に、長年培ってきた実績と高度な専門性を活かし、地元企業の成長を積極的に支援してまいります。

また、不動産関連ファイナンスや行政・再開発事業者等へのコンサルティング等を軸とした「地域開発ビジネス」を注力分野と位置づけ、取組みを強化しています。企画・構想段階ではひろぎんエリアデザインが行政と連携のうえ、事業構想の具体化を支援しています。加えて、2026年4月に新設したひろぎんリージョナルアドバイザーズが資金調達設計等を担い、広島銀行、ひろぎんキャピタルパートナーズ、ひろぎんリートマネジメントがそれぞれ融資・エクイティ出資・REIT組入れを担うことで、ワンストップでの対応が可能となっています。さらに、2026年4月には当社内に「地域開発ビジネス統括グループ」を新設し、グループ横断での推進体制を強化しました。入口から出口まで一貫したサービス提供を強みとして、地域の持続的な発展への貢献とともに、収益成長を支える分野として取り組んでまいります。

②経営基盤強化に向けた取組み

企業価値の向上に向けて、資本を効果的に活用し収益性を高めていくことの重要性が一層高まる中、当社グループでは、リスク・アセット対比収益性（RORA）を重視した経営管理を徹底しています。

特に、「法人ソリューション」、「船舶ファイナンス」、「地域開発ビジネス」、「有価証券運用」といった注力分野に対し、ヒト・モノ・カネといった経営資源を重点的に配分しています。なかでも「人財」は、特に重要な経営資源の一つと位置づけ、現中期計画では人的資本投資額を従来比で約2倍に拡大する計画としています。各種研修の充実やリスキリング支援の強化、外部トレーニーへの派遣などを通じて、人財の成長を促進し、組織の持続的な成長につなげてまいります。

また、貸出金の持続的な伸びを支えるため、預金の安定的な積上げにも注力しています。

個人分野では、ひろぎんアプリを軸とした非対面取引の強化や、土日も営業している「〈ひろぎん〉ライフコンサルプラザ」を通じて、お客さまとの接点拡大を図っています。加えて、遺言信託や遺産整理業務などを通じて資産承継ニーズに対応し、相続預金の都市部への流出防止につなげています。

法人分野においては、「〈ひろぎん〉ビジネスポータル」などを活用し、各種取引のデジタル化による決済口座の利用拡大を図るとともに、お取引先企業の従業員の給与振込口座の獲得を通じて安定的な預金獲得に努めています。

③各種X（トランスフォーメーション：変革）への取組み

当社グループは、持続的な成長を実現するために3つのXへの取組みを強化しています。

SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）においては、自社のカーボンニュートラルへの取組みを加速するとともに、サステナブルファイナンスの提供に加え、お取引先企業とのエンゲージメントを通じて、脱炭素化に向けた取組みを後押ししています。

また、当社グループのDE&Iへの取組みとして、性別、年齢にとらわれない配置・登用を進めることで、2030年度に女性管理職比率25%程度の実現を目指しています。

加えて、広島県における転出超過という地域課題の解消に向け、当社グループが主体となって立ち上げた地元企業ネットワーク「HATAful（はたフル）」の活動を拡大しています。2026年4月に正式組織化し30社超が参画する中、各社との連携を強化し、多様な人財の活躍機会の創出や魅力ある働き方の実現に取り組んでいます。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）においては、生産性の高い組織の構築に向けて、DX・IT投資を進めています。広島銀行では、生成AIの活用により融資業務における稟議書作成を効率化し、年間約5,200時間の業務削減効果を見込んでいます。加えて、IT基盤の高度化としてMEJAR*基幹系システムへの移行（2031年1月稼働予定）に向けた取組みを進めています。

AX（アライアンス・トランスフォーメーション）においては、楽天グループとの連携をはじめとした他社との協業を通じて、事業領域の拡大とサービスの高度化を図っています。また、ちゅうぎんフィナンシャルグループとのパートナーシップ協定のもと、カーボンニュートラルやDE&Iなど、地域の共通課題への取組みを同社と連携して進めてまいります。

現状、「中期計画2024」における各種取組みが順調に進捗していることに加え、今後の国内市場金利などの市場環境も勘案し、収益性の経営指標である連結ROE目標を見直しました。中期計画の最終年度である2028年度においては、従来の9.5%以上から引き上げ、11.0%以上の達成を目指してまいります。リスク・アセット対比収益性（RORA）を意識した経営を進める中、2026年3月末のROEは8.2%を達成し、連結PBRは1倍近傍まで改善しております。

一方で、この水準は到達点ではなく、新たな成長ステージへの出発点と位置づけています。

今後も、収益力の向上と資本効率の改善を通じて、PBR1倍超水準の安定的な維持・向上と持続的な企業価値の向上を図るとともに、ステークホルダーの方々の未来をひろげることに注力してまいります。

（※）「MEJAR」とは

「Most Efficient Joint Advanced Regional banking-system(最も効率的な先進的地方銀行共同システム)」の略。2022年11月、クラウド化を志向した次世代基幹系システムの構築に向け、横浜銀行、北陸銀行、北海道銀行、七十七銀行、東日本銀行及びエヌ・ティ・ティ・データとの間で2010年1月から稼働を開始している共同利用システム（MEJAR）に参加し、6行によるシステム共同利用に向けた詳細検討を行うことで基本合意を実施。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経 常 収 益	160,234	186,071	201,368	251,214
経 常 利 益	18,780	34,151	52,176	62,018
親会社株主に帰属する当期純利益	12,508	27,691	35,835	43,734
包 括 利 益	10,235	52,066	△13,311	84,459
純 資 産 額	498,604	535,249	504,636	568,824
総 資 産	11,496,027	12,790,381	12,131,905	12,210,589

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
営 業 収 益	17,837	21,702	24,591	10,074
受 取 配 当 額	15,832	19,281	21,723	6,854
銀行業を営む子会社	14,200	18,800	19,600	5,000
そ の 他 の 子 会 社	1,632	481	2,123	1,854
当 期 純 利 益	15,827	19,251	21,809	6,707
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 銭 50 92	円 銭 62 79	円 銭 72 10	円 銭 22 35
総 資 産	457,008	463,379	467,660	484,042
銀行業を営む子会社株式等	424,909	424,678	424,678	454,678
その他の子会社株式等	20,669	24,110	24,114	24,214

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		
	銀行業	リース業	その他の事業
使用人数	2,864人	111人	733人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社広島銀行

① 営業所数

当年度末			
広島県	104	店	うち出張所 (4)
岡山県	10		(一)
山口県	6		(一)
島根県	1		(一)
愛媛県	6		(一)
福岡県	2		(一)
兵庫県	2		(一)
大阪府	1		(一)
愛知県	1		(一)
東京都	1		(一)
国内計	134		(4)
海外	—		(一)
合計	134		(4)

(注) 上記のほか当年度末において、店舗内店舗方式の支店・出張所、駐在員事務所、代理店を次のとおり設置しております。

	当年度末
店舗内店舗方式の支店・出張所	23 店
駐 在 員 事 務 所	3 カ所
代 理 店	1 カ所

② 当年度新設営業所

該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

□ その他の事業

会社名	主要な営業所
株式会社ひろぎんホールディングス	本社（広島市）

上記以外のその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(7) 重要な親会社及び子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況**イ 設備投資の総額**

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	その他の事業	合計
設備投資の総額	4,531	826	132	5,490

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	会社名	設備の内容	投資金額
銀行業	株式会社広島銀行	ソフトウェア等	2,966
	株式会社広島銀行	店舗	1,145

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 資金調達の状況

2025年12月5日に第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）20,000百万円を、2025年12月11日に第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）10,000百万円を発行いたしました。

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況**イ 親会社の状況**

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	銀行業務	百万円 70,000	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	金融商品取引業務	百万円 5,000	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	リース・オートリース業務	百万円 2,600	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん ヒューマンリソース 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番18号	コンサルティング業務	百万円 250	% 100.00	
ひろぎん エリアデザイン 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	コンサルティング業務	百万円 150	% 100.00	
ひろぎん キャピタルパートナーズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	投資業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん ITソリューションズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	IT関連業務	百万円 100	% 80.00	
ひろぎん ライフパートナーズ 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	金融商品仲介業務、保険代 理店業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん クレジットサービス 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	住宅ローン・消費者ローン 等の信用保証業務、クレジ ットカード発行業務	百万円 30	% 100.00	
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	担保不動産の評価業務、連 結決算・印刷・製本業務等	百万円 20	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	資産運用業務	百万円 150	% 100.00 (100.00)	
信愛トータルサービス 株式会社	広島市中区舟入中町 9番12号	損害保険代理店業務	百万円 10	% 39.50	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、間接議決権比率であります。
4. 当社の連結される子会社は12社、持分法適用の関連法人等は1社であります。
5. 2026年4月1日付で、ひろぎんリージョナルアドバイザーズ株式会社（ひろぎんエリアデザイン株式会社の100%出資）を設立いたしました。

ハ 重要な業務提携の概要

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池 田 晃 治	取締役会長（代表取締役）	株式会社広島銀行 取締役会長 広島ガス株式会社 取締役（社外）	
部 谷 俊 雄	取締役社長（代表取締役） 秘書室長	広島商工会議所 副会頭	
清 宗 一 男	取締役専務執行役員	株式会社広島銀行 取締役頭取（代表取締役）	
横 見 真 一	取締役専務執行役員 グループ営業戦略部長	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員 （代表取締役）	
廣 江 裕 治	取締役専務執行役員 経営企画部長 経済産業調査部長	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員	
新 免 慶 憲	取締役（社外）		
松 村 はるみ	取締役（社外）	株式会社上組 取締役（社外）	
青 木 龍 一	取締役（監査等委員）（常勤）		
谷 宏 子	取締役（監査等委員）（社外）		公認会計士 税理士
北 村 俊 明	取締役（監査等委員）（社外）		
大 隈 郁 仁	取締役（監査等委員）（社外）		

- (注) 1. 取締役の新免慶憲、松村はるみ、谷宏子、北村俊明及び大隈郁仁は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役の新免慶憲、松村はるみ、谷宏子、北村俊明及び大隈郁仁は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役（監査等委員）の谷宏子は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門及び会計監査人との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

5. 当事業年度中に退任した役員は、次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役（監査等委員）（常勤）	熊 野 達 朗	2025年6月24日（任期満了）

（参考）当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりです。

（年度末現在）

氏名	地位	担当
藤 広 稔	常務執行役員	経営管理部長
藤 井 顕一郎	常務執行役員	業務統括部長
堀 井 利 英	執行役員	グループ営業戦略部営業統括グループ長
石 原 和 幸	執行役員	DX統括部長
木 下 麻 子	執行役員	サステナビリティ統括部長
中 丸 紀 賢	執行役員	経営監査部長兼経営監査グループ長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）における審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬等は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定については、透明性、客観性及び公正性の観点を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職責に鑑み中立性を確保するため、確定金

額報酬のみとする。

なお、当社は、銀行持株会社として、子銀行である株式会社広島銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとする。

- b.確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は、月例の基本報酬とし、当社傘下のグループ会社の役職員の報酬・給与水準及び同規模他社の役員報酬等の状況等を総合的に勘案のうえ、役位別に決定し、在任中定期的に支払うものとする。

- c.業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬（毎年、一定時期に支給）とし、各事業年度における達成度合いに応じて算出し、役位別に決定するものとする。

具体的には、透明性、客観性及び公正性を確保し、株主等のステークホルダーへの説明責任を十分果たせるものとする観点から、財務的要素として当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」及び資本効率（連結ROE）、非財務的要素としてサステナビリティ（ESG）への取組みに関わる外部機関評価の3項目を業績指標とし、取締役会決議により設定した役位別の基準額に、当該業績指標に連動した支給倍率を乗じて算定した業績連動報酬を事業年度終了後に支給する。

なお、業績連動支給倍率は、（別表1）のとおりとする。

- d.株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にするため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、役員報酬BIP信託にて運営し、信託期間中、一定のポイントを付与し、取締役に対する株式の交付は、当社及び株式会社広島銀行の双方の退任時にポイントの累計値に応じて行うものとする。

ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、当該株式交付相当額の返還を請求することができることとする。

e.金銭報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、銀行持株会社としての経営の安定性・健全性を重視しつつ、当社グループとしての持続的成長・企業価値向上や当社の株式価値向上に向けたインセンティブの観点を織込み、同規模他社の役員報酬の状況等も総合的に勘案し、業績連動報酬が基準額（支給倍率1.000）の場合で、確定金額報酬：業績連動報酬：株式報酬の割合が、概ね56：16：28となるよう設定する。

f.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の全ての個人別の報酬等の内容は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

（別表1）業績連動報酬の業績連動支給倍率

（i）親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とするもの

親会社株主に帰属する当期純利益			業績連動支給倍率
550億円超			1.500
500億円超	～	550億円以下	1.375
450億円超	～	500億円以下	1.250
400億円超	～	450億円以下	1.125
350億円超	～	400億円以下	1.000
300億円超	～	350億円以下	0.875
250億円超	～	300億円以下	0.750
200億円超	～	250億円以下	0.625
200億円以下			—

(ii) 資本効率（連結ROE）を業績指標とするもの

連結ROEの前年度対比向上率			業績連動支給倍率
15%以上			1.250
5%以上	～	15%未満	1.125
0%以上	～	5%未満	1.000
▲15%以上	～	0%未満	0.875
▲15%未満			0.750

(iii) サステナビリティ（ESG）への取組みに関わる外部機関評価を業績指標とするもの

ESG外部機関評価の 前年度対比向上状況 (業績連動支給倍率)		MSCI－ESG格付		
		悪化	維持	向上
FTSE ESG 評点	悪化	0.750	0.875	1.000
	維持	0.875	1.000	1.125
	向上	1.000	1.125	1.250

②取締役の報酬等の総額等

区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			確定金額	業績連動	非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く）	7	170	107	31	32
取締役（監査等委員）	5	60	60	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、2025年6月24日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与と相当額26百万円（うち確定金額報酬15百万円、業績連動報酬5百万円、非金銭報酬5百万円）を支払っております。
4. 当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。
- a. 報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）としております。（2021年6月25日第1期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名（うち社外取締役は0名）です。
- b. 報酬等のうち、業績連動報酬（前記①ロ.c.参照）に係る業績指標の実績は、親会社株主に帰属する当期純利益は437億円、連結ROEの前年度対比向上率は18.2%、ESG外部機関評価の前年度対比向上状況は、FTSE ESG評点が悪化、MSCI-ESG格付が維持であります。
- c. 報酬等のうち、非金銭報酬は、株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（前記①ロ.d.参照）に係る株式給付引当金繰入額であります。信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、3事業年度で合計1,000百万円、また、交付される当社株式の上限は3事業年度で2,600,000株であります。（2024年6月25日第4期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は5名です。
5. 取締役（監査等委員）に対する報酬は、全て確定金額報酬としており金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内としております。（2021年6月25日第1期定時株主総会決議）
当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が設置したグループ指名・報酬諮問委員会において、報酬水準及び種類別の報酬割合について、適切性・妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
新免 慶憲	当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しております。
松村 はるみ	
青木 龍一	
谷 宏子	
北村 俊明	
大隈 郁仁	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役（監査等委員である取締役含む）並びに当社国内子会社（投資事業有限責任組合を除く）の取締役（監査等委員である取締役含む）及び監査役であり、保険料は当社が全額負担しております。

ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害等は補償対象外とするとともに、免責額の定めを設け、当該免責額までの損害については補償の対象としないことにより、被保険者の職務の執行の適切性が損なわれないようにするための措置を講じております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
新免 慶憲	
松村 はるみ	株式会社上組 取締役（社外）
谷 宏子	
北村 俊明	
大隈 郁仁	

（注）当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
新免 慶憲	2年9ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 過去に日本銀行の支店長を務めた見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に金融機関経営について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
松村 はるみ	1年9ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を活かし、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
谷 宏子	3年9ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責任を果たしております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
北村 俊明	3年9ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会ではその分野における専門的な立場から監督、助言等を行うなど社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される
		役割に関して行った職務の概要
大隈 郁仁	1年9ヵ月	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を活かし、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	51 (-)	-

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	301,871千株
(自己株式3,456千株を除く)		

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 自己株式には役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式1,676千株及び従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式1,477千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 106,206名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	39,095千株	12.95%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	14,819	4.90
明治安田生命保険相互会社	8,204	2.71
シーピー化成株式会社	7,463	2.47
住友生命保険相互会社	6,038	2.00
ひろぎんホールディングス従業員持株会	5,914	1.95
日本生命保険相互会社	4,833	1.60
株式会社伊予鉄グループ	4,322	1.43
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385781	3,982	1.31
白牡丹酒造株式会社	3,775	1.25

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式（3,456千株）を控除して計算しております。
なお、自己株式には役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当社株式1,676千株及び従業員持株ＥＳＯＰ信託が保有する当社株式1,477千株を含んでおりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当ありません。

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く） ① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第1回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 15,800株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2040年7月28日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第2回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 16,750株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2041年7月27日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第3回新株予約権	
	② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 38,100株	
	③ 権利行使価格（1株当たり） 1円	
	④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2042年7月27日	1名
	⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第4回新株予約権	
	② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,650株	
	③ 権利行使価格（1株当たり） 1円	
	④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2043年7月25日	1名
	⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第5回新株予約権	
	② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 25,650株	
	③ 権利行使価格（1株当たり） 1円	
	④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2044年7月30日	1名
	⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第6回新株予約権	1名
	② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,000株	
	③ 権利行使価格（1株当たり） 1円	
	④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2045年7月31日	
	⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	① 名称 株式会社ひろぎんホールディングス第7回新株予約権	2名
	② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 34,500株	
	③ 権利行使価格（1株当たり） 1円	
	④ 新株予約権の行使期間 2020年10月1日～2046年7月29日	
	⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社又は株式会社広島銀行の取締役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	
取締役（監査等委員）	—	—
社外取締役（監査等委員であるものを除く）	—	—
取締役（監査等委員）	—	—
(注) 2020年6月25日開催の株式会社広島銀行定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社広島銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。		

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 高橋 秀和 指定有限責任社員 高藤 顕広	16	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるTNFD対応に係るコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額		129百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、当年度の監査体制、監査時間数、監査報酬単価等と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の監査品質確保の観点から相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

7 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「パーパス」及び「経営理念」のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

そのため、会社法及び同施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備として、次のとおり「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会で決議し、その方針に基づいて、内部統制システムの整備及びその実効性の向上に努めています。なお、「内部統制システムの構築に係る基本方針」は、法令諸規則等または外部経営環境の変化や当社グループにおける内部統制システムの運用状況等を踏まえて、今後も随時必要な見直しを行い、内容の充実・実効性の向上に努めてまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループコンプライアンス委員会及び当社グループのコンプライアンスを一元的に統括する部署の設置等、当社グループのコンプライアンスを確保するための組織体制を整備する。

当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本方針とともに「グループコンプライアンス規程」等の関連諸規程を制定し、適切なコンプライアンス態勢を整備する。

当社は、当社グループの顧客保護等管理に関する基本方針とともに「グループ顧客保護等管理規程」等の関連諸規程を制定し、適切な顧客保護等管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの「お客さま本位の業務運営の実践に向けた取組方針」を制定し公表するとともに関連諸規程を制定し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底する。

当社は、当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し公表するとともに、「グループセールス注意先への対応に関する規程」等の関連諸規程を制定し、反社会的勢力等との厳格な関係遮断態勢を整備する。

当社は、当社グループの「マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に関する方針」を制定し公表するとともに関連諸規程を制定し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融の厳格な防止態勢を整備する。

当社は、当社グループの「利益相反管理方針」を制定し公表するとともに「グループ利益相反管理規程」等の関連諸規程を制定し、適切な利益相反管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの財務報告における内部統制に関する諸規程を制定し、法令諸規則等に基づいて適時適正な財務報告を行う態勢を整備する。

当社は、当社グループにおけるインサイダー取引未然防止に関する諸規程を制定するとともに当社グループの役職員に周知し、適切なインサイダー取引未然防止態勢を整備する。また、東京証券取引所への適時開示体制を整備し、公表する。

当社は、取締役会において、毎年度、当社グループのコンプライアンスや顧客保護等管理等を実現するため、「グループコンプライアンス・プログラム」を制定し、当社グループの役職員に周知する。また、取締役会は、定期的または必要に応じて随時、その実施状況の報告を受け、当社グループのコンプライアンスに係る状況をモニタリングする。

当社は、当社グループにおける内部通報制度（内部通報者を保護する制度を含む）及び不祥事件の報告制度・関与者への懲戒制度を整備し、当社グループの役職員に周知する。

当社は、当社グループのコンプライアンス態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「グループコンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令及び社会的規範等の遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、グループコンプライアンス委員会を設置し、法令及び社会的規範等の遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令及び社会的規範等の違反の未然防止を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」を整備し、取締役会議事録を保存・管理するほか、「HD文書管理規程」等の文書の保存・管理に関する諸規程を制定し、当社内における会議資料・議事録及び決裁文書等の適切な保存・管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの情報資産保護に関する安全対策の基本方針として「セキュリティポリシー」を制定し、情報資産の適切な保護・管理態勢を整備する。

(運用状況の概要)

取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

その他の重要な情報についても、各部において適切に保存及び管理しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの業務遂行から生じる様々なリスクに備えるためリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループ統合的リスク管理委員会及び当社グループのリスク管理を一元的に統括する部署の設置等、当社グループのリスク管理に関する組織体制を整備する。

当社は、当社グループのリスク管理に関する基本方針とともに「グループ統合的リスク管理規程」を制定し、適切な統合的リスク管理態勢を整備する。

当社は、当社グループの経営の健全性維持等を目的として、自己資本管理に関する規程を整備し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、当社グループのリスクに見合った適切かつ十分な自己資本を確保する。

当社は、取締役会において、毎年度、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行うため、当社グループの「リスクアペタイト・ステートメント」を制定し、当社グループの役職員に周知する。また、取締役会は、定期的または必要に応じて随時、リスク管理の状況の報告を受け、当社グループのリスク管理の状況をモニタリングする。加えて、RAF（リスクアペタイト・フレームワーク）の構築により、当社グループのビジネスモデルやリスク認識を踏まえた、適切なリスクテイクの推進やリスク・リターンの最適化を図る。

当社は、「グループ危機管理規程」のほか当社グループの危機管理体制・業務継続体制（BCP）に関する諸規程を整備し、当社グループの役職員に周知する。また、定期的または必要に応じて随時、危機に際しての模擬訓練を行い、危機管理体制・業務継続体制（BCP）の実効性の確保・向上を図る。

当社は、当社グループのリスク管理態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき、内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、「グループリスクアペタイト運営及び統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。併せて、随時、グループ統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングする中、対応策を審議・検討しています。

また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、毎年度、当社グループの目指す経営目標とともに経営計画を策定し、当社グループの役職員に周知する。取締役会は、定期的または随時、経営計画の実施状況について報告を受け、当社グループの経営計画の実施状況をモニタリングする。

当社は、グループ経営会議を設置し、取締役会の決議した基本方針に基づきグループ経営上の重要事項の決定・審議等を委任することで、代表取締役の職務執行を牽制しつつ効率的な業務執行体制を構築する。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会により選任された執行役員は、代表取締役の指揮命令の下で、当社各部門の業務を分担執行する。

当社は、当社内における業務の分掌及び職制並びに職務権限の行使に関する諸規程を制定し、当社内の各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される体制を整備する。

当社は、電子情報処理組織等の活用により、当社内及び当社グループ内における情報伝達体制を整備し、適切かつ効率的な業務の執行体制を構築する。

(運用状況の概要)

グループ経営会議において、経営全般の重要事項を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。

また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。

併せて、執行役員制度を導入し、取締役会による監督の下で、代表取締役と執行役員が業務執行を担う体制としており、取締役が担うべき経営の重要事項に係る意思決定機能及び業務執行の監督機能と執行役員が担うべき業務執行機能を分離し、取締役と執行役員がそれぞれの役割と責任を果たすことで、業務の適正確保と持続的な企業価値の向上を図っています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）

イ.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

ロ.子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ.子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ.子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社傘下のグループ各社の経営管理に関する基本方針とともに「グループ会社経営管理規程」を制定し、当社傘下のグループ各社の適切な経営・運営管理態勢を整備する。また、当社傘下のグループ各社からの協議・報告に関する諸規程を整備し、必要な協議・報告を求めるとともに、グループ会社の経営及び業務運営に関して、必要な指示・指導等を実施する。

当社は、取締役会またはグループ経営会議等において、当社傘下のグループ各社との協議・認識共有、意見・情報交換等を行う。

当社は、当社の方針の徹底及び当社との連携確保等を目的として、当社傘下のグループ各社に対して必要な役員の派遣を行う。

当社は、当社グループ全体及び当社グループ内各社の業務及び財務の健全性・適切性の確保を目的として、「グループ内取引等に関する基本方針」とともに関連諸規程を制定し、グループ内取引等の適切な管理態勢を整備する。

当社は、グループベースで、コンプライアンス、顧客保護等管理、リスク管理及び危機管理等の各管理態勢及び内部通報制度・情報伝達体制等の諸制度・態勢等を整備し、グループベースでの業務の適正を確保する。

当社は、当社傘下のグループ各社の経営計画等の立案への関与及び経営計画等の実施状況のモニタリング及び管理を通じて、グループベースでの業務の効率性を確保する。

当社は、当社傘下のグループ各社を対象とした表彰制度等を整備し、当社グループ内各社の連携強化・業績伸展等を図る。

当社は、当社傘下のグループ各社の経営管理態勢の適切性及び有効性について内部監査を行うため、当社内に他の部門から独立した内部監査部門を設置する。当該内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の方針に基づき、内部監査を実施し、被監査部門に対して改善指導等を行うとともに内部監査の結果について取締役会及び監査等委員会に報告する。

(運用状況の概要)

取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、取締役会またはグループ経営会議等において、定期的にグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。

また、当社の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の経営管理態勢を構築しています。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会による監査の実効性確保のため、監査等委員会の補助使用人に係る組織として、監査等委員会の指揮下に監査等委員会事務局を設置する。

当社は、前項の監査等委員会事務局に必要な専任者を配置する。

(運用状況の概要)

「HD職制規程」に基づき、監査等委員会事務局長は、監査等委員会の指揮に従いその職務を補助しています。

(7) 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

当社は、監査等委員会の補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保を目的として、次の取組みを行う。

- ①監査等委員会の補助使用人について、業務執行部門との兼任を禁止する
- ②監査等委員会の補助使用人の人事（異動・評価・懲戒処分等）について、監査等委員会の同意を得て行う
- ③監査等委員会の補助使用人が、職務を執行する上で不当な制約等を受けないように配慮する

(運用状況の概要)

監査等委員会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務グループは監査等委員会に協議することとしています。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が、監査等委員会へ報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告に関する体制として、次の取組みを行う。

- ①当社グループの役職員に対して、法令違反行為その他の重大な事故発生時等の監査等委員会への報告事項及び報告義務を周知する
- ②監査等委員会による当社グループ役職員に対する報告徴求権及び調査権について周知する
- ③監査等委員会への報告者に対して、当該報告をしたことを理由として不利・不当な取扱いをすることを禁止する

(運用状況の概要)

社内諸規程において、監査等委員会への報告ルールを整備しているほか、各部は、監査等委員会からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明を実施しています。

通報（相談）者の匿名性を保護し、その者が不利な取扱いを受けないために必要な措置を講じることを定めるとともに、全従事者に対し周知徹底しています。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い・償還の手続き又は費用・債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、毎年度、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務執行のため相応の予算を措置する。

当社は、上記のほか、監査等委員が、職務の執行のためにその費用を請求したときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社がその費用を負担する。

(運用状況の概要)

毎年度、監査等委員会と協議のうえ相応の予算・経費を設けるほか、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を当社経費にて行うなど、会社法の趣旨を踏まえ適切に対応しています。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査の実効性確保を目的として、次の取組みを行う。

- ①監査等委員は、グループ経営会議、各種委員会その他の重要な会議に出席することができることを社内諸規程で明示する
 - ②監査等委員が、代表取締役、会計監査人または内部監査部門その他の内部統制部門の役職員と定期的または必要に応じて随時、会合し意見交換等を行うなどの連携を確保する
 - ③監査等委員会は、内部監査部門から内部監査の結果及び内部管理態勢その他に関する課題等について定期的または必要に応じて随時、報告を受けることができる
- なお、内部監査部門は、内部監査の結果等において、取締役または執行役員による不正関与が疑われる場合、代表取締役よりも監査等委員会に優先して報告する

④監査等委員会は、内部監査部門に対して、内部監査計画の策定その他に関して、必要かつ具体的な指示ができるなどの監査等委員会からの内部監査部門に対する指揮命令権を確保する

なお、内部監査部門は、監査等委員会による指揮命令が、代表取締役による指揮命令と矛盾する場合、または取締役若しくは執行役員による不正関与が疑われる場合、監査等委員会による指揮命令を優先する

⑤内部監査部門長の人事（異動、評価、懲戒処分等）については、監査等委員会の同意を得て行う

（運用状況の概要）

監査等委員は、グループ経営会議などの重要な会議のほか、グループ統合的リスク管理委員会などの主要な委員会に出席しています。また、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。

監査等委員は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。

加えて、監査等委員は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

加えて、当社では、業務の適正を確保するための体制の整備のほか、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの強化にも継続的に取り組んでおります。

(1) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・方針

当社グループは、社会的責任と公共的使命を果たすなか、経営の健全性、効率性及び透明性を高めることで、ステークホルダーであるお客さま、株主の皆さま等から高い評価と揺るぎない信頼を確立し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。

そのため、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神も踏まえ、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け、次の5つの方針を掲げて取り組んでいます。

- ①株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します
- ②国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」及び企業の社会的責任（CSR）への取組みを強化するとともに、地域社会、顧客、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します
- ③ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します
- ④取締役会は、株主の皆さまに対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います
- ⑤株主の皆さまとの建設的な対話を行い、適切な対応に努めます

(2) 取締役会の構成、機能等

取締役会は、株主の皆さまに対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、次の事項をはじめとする役割・責務を適切に果たします。

- ①当社グループの目指す姿を示すこと
- ②経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を含む業務の適正を確保する体制の整備を図ること
- ③独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと

取締役会は、その役割・責務を果たすため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスやジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性の確保を重視し、当社の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役で構成しています。また、取締役会は、その実効性を確保するために取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とし、そのうち原則として独立性の高い社外取締役が相当数含まれる構成としています。

そのなか、取締役会は、年度毎に、業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況について報告を受け、適切に整備・運用されていることを確認するとともに、「取締役会自己評価アンケート」を実施し、その結果をもとに取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

また、取締役がその役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを推奨・支援しており、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供しています。

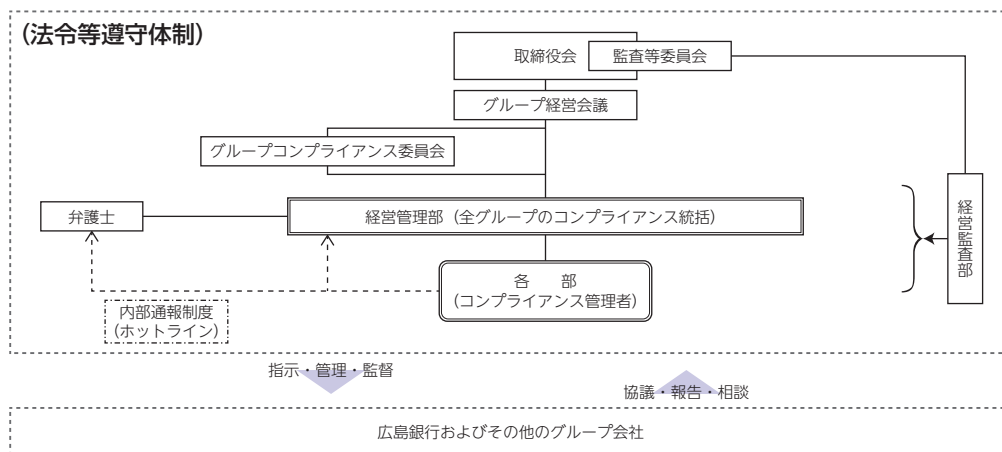
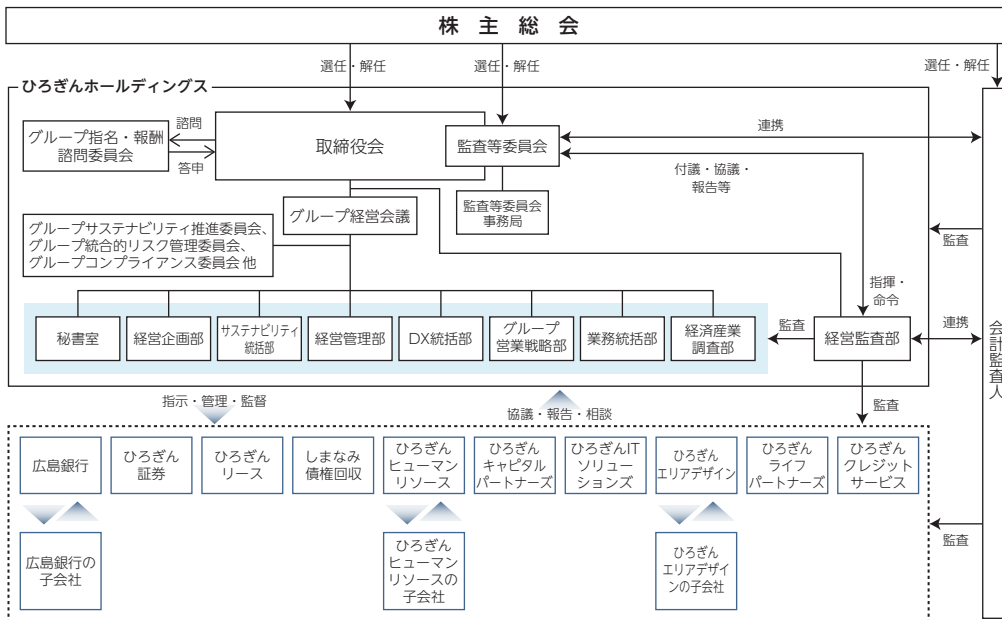
(3) 社外役員の有効な活用

独立性の高い社外取締役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されています。

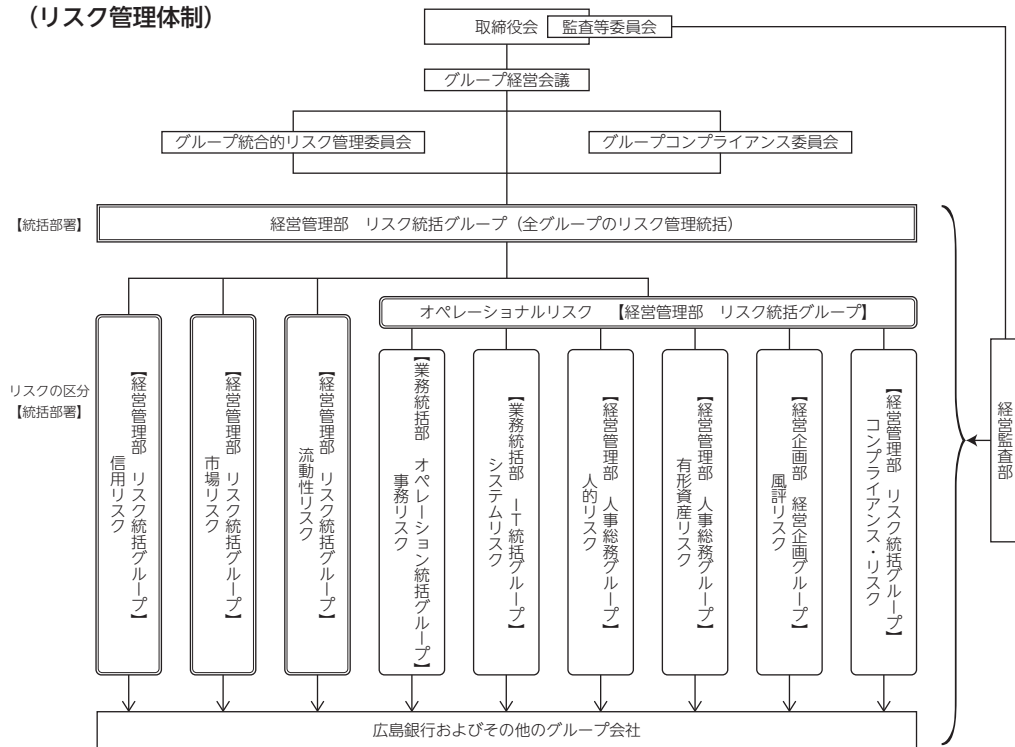
そのなか、取締役等の指名・報酬については、決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とする「グループ指名・報酬諮問委員会」を設置しており、同諮問委員会における審議及び答申を踏まえ、これを決定しています。

なお、社外役員に対して、当社外の場合でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が、社外役員に対して資料の事前説明会を開催しているほか、社内社則・社達等の社内情報及び株式会社広島銀行の行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

***参考資料「模式図」**
(業務執行・経営の監視の仕組み)



(リスク管理体制)



8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	454,678百万円	484,042百万円

第6期末（2026年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,153,437	預 金	9,481,425
コールローン及び買入手形	201,874	譲 渡 性 預 金	145,905
買 入 金 銭 債 権	9,758	コールマネー及び売渡手形	77,000
特 定 取 引 資 産	10,072	売 現 先 勘 定	274,389
金 銭 の 信 託	13,921	債券貸借取引受入担保金	212,651
有 価 証 券	2,047,018	特 定 取 引 負 債	7,561
貸 出 金	8,193,073	借 用 金	1,180,735
外 国 為 替	10,045	外 国 為 替	859
リース債権及びリース投資資産	74,612	社 債	30,000
そ の 他 資 産	284,831	信 託 勘 定 借	127
有 形 固 定 資 産	110,184	そ の 他 負 債	149,433
建 物	34,683	退職給付に係る負債	666
土 地	52,888	役員退職慰労引当金	147
リ ー ス 資 産	5,907	睡眠預金払戻損失引当金	1,397
建 設 仮 勘 定	317	ポ イ ン ト 引 当 金	332
その他の有形固定資産	16,386	株 式 給 付 引 当 金	1,095
無 形 固 定 資 産	20,240	特 別 法 上 の 引 当 金	42
ソ フ ト ウ ェ ア	9,728	繰 延 税 金 負 債	2,794
の れ ん	5	再評価に係る繰延税金負債	12,644
その他の無形固定資産	10,506	支 払 承 諾	62,553
退職給付に係る資産	59,783	負 債 の 部 合 計	11,641,764
繰 延 税 金 資 産	2,310	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	62,553	資 本 金	60,000
貸 倒 引 当 金	△43,128	資 本 剰 余 金	17,158
		利 益 剰 余 金	452,193
		自 己 株 式	△7,817
		株 主 資 本 合 計	521,534
		その他有価証券評価差額金	△8,113
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	28,251
		土 地 再 評 価 差 額 金	25,727
		退職給付に係る調整累計額	1,195
		その他の包括利益累計額合計	47,061
		新 株 予 約 権	126
		非 支 配 株 主 持 分	100
		純 資 産 の 部 合 計	568,824
資 産 の 部 合 計	12,210,589	負債及び純資産の部合計	12,210,589

第6期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		251,214
資金運用収益	157,289	
貸出金利息	105,049	
有価証券利息配当金	38,970	
コールローン利息及び買入手形利息	1,179	
預け金利息	6,742	
その他の受入利息	5,347	
信託報酬	246	
役務取引等収益	41,372	
特定取引収益	2,486	
その他の業務収益	29,247	
その他の経常収益	20,571	
償却債権取立益	4,248	
その他の経常収益	16,323	
経常費用		189,195
資金調達費用	53,086	
預金利息	22,898	
譲渡性預金利息	930	
コールマネー利息及び売渡手形利息	390	
売現先利息	11,339	
債券貸借取引支払利息	2,517	
借入金利息	882	
社債利息	162	
その他の支払利息	13,965	
役務取引等費用	13,728	
の業務費用	42,254	
の営業費用	69,518	
の他経常費用	10,607	
貸倒引当金繰入額	7,156	
その他の経常費用	3,450	
経常利益		62,018
特別利益		34
固定資産処分益	34	
特別損失		561
固定資産処分損失	221	
減損損失	338	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
税金等調整前当期純利益		61,492
法人税、住民税及び事業税	15,877	
法人税等調整額	1,863	
法人税等合計		17,741
当期純利益		43,751
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		43,734

第6期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	60,000	22,209	423,980	△8,284	497,905
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△15,670		△15,670
親会社株主に帰属する当期純利益			43,734		43,734
自 己 株 式 の 取 得				△5,152	△5,152
自 己 株 式 の 処 分		△1,176		1,744	568
自 己 株 式 の 消 却		△3,874		3,874	－
土地再評価差額金の取崩			149		149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△5,050	28,212	467	23,629
当 期 末 残 高	60,000	17,158	452,193	△7,817	521,534

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△18,486	1,923	25,877	△2,811	6,503	126	100	504,636
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△15,670
親会社株主に帰属する当期純利益								43,734
自 己 株 式 の 取 得								△5,152
自 己 株 式 の 処 分								568
自 己 株 式 の 消 却								－
土地再評価差額金の取崩								149
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,373	26,327	△149	4,006	40,558	－	0	40,559
当 期 変 動 額 合 計	10,373	26,327	△149	4,006	40,558	－	0	64,188
当 期 末 残 高	△8,113	28,251	25,727	1,195	47,061	126	100	568,824

連結注記表

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 12社

株式会社広島銀行	ひろぎん証券株式会社
ひろぎんリース株式会社	しまなみ債権回収株式会社
ひろぎんヒューマンリソース株式会社	ひろぎんエリアデザイン株式会社
ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社	ひろぎんITソリューションズ株式会社
ひろぎんライフパートナーズ株式会社	ひろぎんクレジットサービス株式会社
ひろぎんビジネスサービス株式会社	ひろぎんリートマネジメント株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等 12社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等 5社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

② 持分法適用の関連法人等 1 社

信愛トータルサービス株式会社

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 12社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

④ 持分法非適用の関連法人等 3 社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権（業務執行権）の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等 7 社

投資事業等を営む非連結の子会社及び子法人等が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 12 社

(4) のれんの償却に関する事項

3 社について、5 年間の定額法により償却を行っております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人及び関連法人等の株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合は除く）については、全部純資産直入法により処理しております。

②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、運用目的以外の金銭の信託については、上記①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	22年～50年
そ の 他	3年～20年

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年・10年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。ただし、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権の予想損失額については、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（決算日から5年又は10年）の平均値に加え、景気循環を勘案した長期にわたる貸倒実績率の平均値を比較して損失率を求め、将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,884百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(8) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子会社が運営するポイント制度及びクレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

(9) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当社及び株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員（以下、「取締役等」という。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(10) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、上記を除く連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別委員会実務指針第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

②為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものです。

・貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 43,128百万円

(銀行業を営む連結子会社で計上した金額 40,435百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお、当連結会計年度末において、予想損失率の算定にあたり、将来見込み等必要な修正の検討を行った結果、修正を実施しておりません。

「会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載している資産査定とは、資産の自己査定基準に基づき、保有する貸出金等に対して、債務者の状況等により債務者区分を行った上で、回収の危険性や損失の発生可能性を個別に検討・分析し、その度合に応じて分類区分することをいい、債務者区分に応じた償却・引当を適切に実施しております。なお、債務者の財務状況、資金繰り、収益力等により、返済の能力を検討し、その状況等により正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に債務者を区分しております。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提で、原則として、債務者区分のうち、正常先、要注意先（貸出条件緩和債権等を有する債務者を含む）、破綻懸念先に係る債権については、過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しております。

債務者区分については、信用格付制度をベースに、債務者の実態的な財務状況、資金繰り、収益力等により返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、当面の事業継続性のみならず、最終的な回収可能性について重大な懸念が生じていないことを考慮した事業継続性と収益性の見通し、経営改善計画等の妥当性、キャッシュ・フローによる債務償還能力、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して判定しております。

また、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿って経営再建が進むと考えられる場合には、当該貸出金等は貸出条件緩和債権及び破綻懸念先に係る債権には該当しないものとしております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額のうち無担保与信額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債務者の経営実態を踏まえ、経営改善計画等に基づいた債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローの見積りを主要な仮定として、貸倒引当金を計上しております。また、一部の破綻懸念先について、将来の回収が見込めない金額に対して追加して貸倒引当金を計上しております。

なお、貸出条件の変更を行っており、財務状況等に改善の兆しが見られない債務者については、今後信用リスクが顕在化する可能性が高いとする仮定に基づき、貸倒引当金を計上しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

債務者区分ごとの貸倒実績率を基礎とする予想損失額、当連結会計年度末時点の債務者区分及び担保の処分可能見込額、並びに保証等による回収可能見込額等、金額の算出に用いた主要な仮定には重要な見積りの不確実性が含まれています。

貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定については、連結計算書類作成時における入手可能な最善の情報に基づいておりますが、外部環境の著しい変化、貸出先等の経営状況の悪化、経営改善計画等の履行状況、担保価値の下落等が貸倒引当金計上時の前提と大きく乖離する場合には、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社及び当社の子会社である広島銀行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役等を対象に、信託の仕組みを活用して当社株式を交付等する「役員報酬ＢＩＰ信託」を導入しております。

1. 取引の概要

当社及び広島銀行が定める株式交付規程に基づき取締役等にポイントを付与し、退任時に累計ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。取締役等に対し交付等する当社株式等については、予め当社が信託設定した金銭により取得します。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1)信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2)信託における自社の株式の当連結会計年度末の帳簿価額は1,356百万円であります。
- (3)信託が保有する自社の株式の当連結会計年度末の株式数は1,676千株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、中長期的な株価向上や業績達成に向けたインセンティブの付与及び経営参画意識を高めることなどを目的として、当社グループ従業員を対象に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P 信託」を導入しております。

1. 取引の概要

当社が「ひろぎんホールディングス従業員持株会」(以下、「当社持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。また、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

(1)信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2)信託における自社の株式の当連結会計年度末の帳簿価額は1,323百万円であります。

(3)信託が保有する自社の株式の当連結会計年度末の株式数は1,477千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金は、当連結会計年度末1,275百万円であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社の株式を除く） 14,758百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返等の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,505百万円
危険債権額	57,549百万円
三月以上延滞債権額	1,699百万円
貸出条件緩和債権額	26,898百万円
合計額	94,652百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,623百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,056,544百万円
貸出金	826,579百万円
リース債権及びリース投資資産	571百万円
その他資産	3,006百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,738百万円
売現先勘定	274,389百万円
債券貸借取引受入担保金	212,651百万円
借入金	1,112,883百万円
その他負債	241百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券27,348百万円及びその他資産20,000百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金37,355百万円、保証金1,873百万円及び先物取引差入証拠金882百万円が含まれております。

5. 現先取引及び信用取引等に係る担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは25,311百万円であります。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,954,787百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,811,387百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、銀行業を営む連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

16,165百万円

8. 有形固定資産の減価償却累計額

50,482百万円

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

12,619百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は43,860百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託16,787百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益15,537百万円を含んでおります。

2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損2,171百万円、株式等償却406百万円、貸出債権売却等による損失347百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入による損失234百万円、貸出金償却109百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	308,775	—	3,447	305,327	(注 1)
合計	308,775	—	3,447	305,327	
自己株式					
普通株式	8,371	3,537	5,100	6,808	(注 2)
合計	8,371	3,537	5,100	6,808	

(注 1) 発行済株式数の減少は取締役会決議による自己株式の消却3,447千株によるものであります。

(注 2) 自己株式数の増加は取締役会決議による自己株式の取得3,448千株、役員報酬 B I P 信託による市場買付87千株、単元未満株式の買取 1 千株によるものであり、減少は取締役会決議による自己株式の消却3,447千株、公益財団法人ひろしま美術館に対する賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分1,000千株、従業員持株 E S O P 信託による当社持株会への売却523千株、役員報酬 B I P 信託による交付又は市場への売却129千株によるものであります。

役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式は、当連結会計年度末株式数に1,676千株含まれております。

従業員持株 E S O P 信託が所有する当社株式は、当連結会計年度末株式数に1,477千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権			—			126	
	合計			—			126	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年 5月12日 取締役会	普通株式	7,455百万円 （注1）	24.50円	2025年 3月31日	2025年 6月4日
2025年 11月10日 取締役会	普通株式	8,214百万円 （注2）	27.00円	2025年 9月30日	2025年 12月10日

（注1）配当金の総額には、役員報酬B I P 信託に対する配当金42百万円及び従業員持株E S O P 信託に対する配当金49百万円が含まれております。

（注2）配当金の総額には、役員報酬B I P 信託に対する配当金42百万円及び従業員持株E S O P 信託に対する配当金46百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年 5月13日 取締役会	普通株式	9,358百万円 （注）	利益剰余金	31.00円	2026年 3月31日	2026年 6月4日

（注）配当金の総額には、役員報酬B I P 信託に対する配当金51百万円及び従業員持株E S O P 信託に対する配当金45百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、金融商品取引、信用保証、リース、クレジットカード等の金融サービスを提供しております。これらの業務のうち、中核をなす銀行業務においては、預金の受け入れによる資金調達、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。当社グループが保有する金融資産及び金融負債は金利変動、為替変動及び価格変動を伴うことから、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産・負債の総合管理（A L M）を行っており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。また、お客さまへのリスクヘッジ手段の提供を目的としたデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、貸出先の信用状態の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、有価証券は、主に株式、債券、及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び地域経済の発展や当社グループの中長期的な企業価値の向上などを目的に保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、取引先の金融ニーズに基づく為替予約や通貨スワップ等、及びA L Mの一環として行う金利スワップ等があり、金利・為替などの市場変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティーリスク）に晒されております。このうちA L Mの一環として行う金利スワップ等は、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金等に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジの有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の信用状態の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、信用リスク管理の基本方針を定めた「グループ信用リスク管理規程」を基に信用リスクを適切に管理しております。

また、貸出金等の信用リスクを客観的に把握するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、グループ会社の信用リスク管理状況や当社グループ全体の与信集中リスクをモニタリングするとともに、個々の債務者やポートフォリオの信用リスクを的確に把握し、必要に応じて当社からグループ会社に指導・助言を行っています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、市場リスク管理の基本方針を定めた「グループ市場リスク管理規程」を基に市場リスクを適切に管理しております。

また、有価証券だけでなく、預貸金等を含めたA L Mの充実・強化を図ることによって金利をはじめとする市場リスクをコントロールし、収益の安定化を図っております。

当社グループでは、当社グループ全体の市場リスクの管理を厳格に実施するため、リスク量の限度額等を設定するとともに、ヘッジ方針や資産価値が減少した場合の報告・協議ルール等を定め、市場の動きに迅速かつ適切に対応し、収益の安定化を図る体制を構築しております。限度額等の遵守状況は、ポジション額、リスク量、損益状況等の主要な計数とともに日次で管理しております。

また、時価主義会計に的確に対応して、保有目的区分に基づく厳正な会計処理を行い、市場価格の変動を適切に財務内容に反映しております。

銀行業を営む連結子会社では、トレーディング目的の取引（有価証券及びオフバランス取引において、短期的な売買差益やお客さまの依頼に基づく取次等を目的とした取引）については、特別な管理として特定取引勘定を設置し、時価に基づく透明な会計処理を実施して管理強化を図っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、資金繰りがつかなくなる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスクのことです。

当社グループでは、流動性リスク管理の基本方針を定めた「グループ流動性リスク管理規程」を基に、流動性リスクを適切に管理しております。

当社グループでは、短期間のストレス下における資金流出に備えるため、流動性カバレッジ比率（L C R）を管理しております。また、長期的な資金調達リスクの軽減を図るため、流動性の乏しい貸出金と預金、長期市場調達等の安定性調達との差額である安定性ギャップを管理しております。

さらに、資金繰り及び流動性リスクの状況や資金繰りに影響を与える事項についてモニタリングを行い、不測の事態が発生した場合も迅速かつ的確に対応する体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1) 参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 特定取引資産（＊1）			
売買目的有価証券	1,485	1,485	－
(2) 金銭の信託	13,921	13,921	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	84,607	77,771	△6,835
其他有価証券（＊2）	1,943,419	1,943,419	－
(4) 貸出金	8,193,073		
貸倒引当金（＊3）	△39,985		
	8,153,087	8,052,666	△100,420
資産計	10,196,521	10,089,265	△107,256
(1) 預金	9,481,425	9,480,628	△796
(2) 譲渡性預金	145,905	145,941	36
(3) 借用金	1,180,735	1,171,534	△9,201
(4) 社債	30,000	29,431	△569
負債計	10,838,067	10,827,535	△10,531
デリバティブ取引（＊4）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,542	1,542	－
ヘッジ会計が適用されているもの	7,174	7,174	－
デリバティブ取引計	8,717	8,717	－

（＊1）特定取引資産には、デリバティブ取引は含めておりません。

- (※ 2) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
- (※ 3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (※ 4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※ 1) (※ 2)	7,952
組合出資金 (※ 3)	11,037
その他	0

- (※ 1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (※ 2) 当連結会計年度において、非上場株式について406百万円減損処理を行っております。
- (※ 3) 組合出資金は、非連結の子会社及び子法人等への出資金であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
金銭の信託	—	13,921	—	13,921
特定取引資産及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	38	1,447	—	1,485
その他有価証券				
国債・地方債等	564,886	178,257	—	743,144
社債	—	309,414	49,728	359,143
株式	125,474	—	—	125,474
その他	175,117	520,230	—	695,348
デリバティブ取引				
金利関連	—	57,796	—	57,796
通貨関連	—	25,106	1,539	26,645
その他	—	—	51	51
資産計	865,517	1,106,174	51,319	2,023,011
デリバティブ取引				
金利関連	—	14,231	—	14,231
通貨関連	—	60,100	1,393	61,493
その他	—	—	51	51
負債計	—	74,331	1,444	75,776

(※ 1) 時価算定会計基準適用指針第24－9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は4,572百万円であります。

(※ 2) 時価算定会計基準適用指針第24－16項を適用した組合出資金については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該組合出資金の金額は15,736百万円であります。

(※ 3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は7,174百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2026年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	22,367	55,404	－	77,771
貸出金	－	－	8,052,666	8,052,666
資産計	22,367	55,404	8,052,666	8,130,438
預金	－	9,480,628	－	9,480,628
譲渡性預金	－	145,941	－	145,941
借入金	－	1,159,856	11,677	1,171,534
社債	－	29,431	－	29,431
負債計	－	10,815,857	11,677	10,827,535

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっており、構成物のレベルに基づき、レベル2に分類しております。また、有価証券運用を主目的としない金銭の信託においては、約定期間が短期間のものであり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

特定取引資産及び有価証券

特定取引資産及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保证券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出商品の種類、貸出金利の種類、一定の期間及び内部格付に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証等による回収可能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、預金商品の種類、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、調達の種類ごとに、将来キャッシュ・フローを同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

社債

社債については、観察可能な市場データを用いて時価を算定しております。

当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び銀行業を営む連結子会社の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレーン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、通貨関連取引、その他（地震デリバティブ等）が含まれます。

(注 2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2026年 3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
其他有価証券				
私募債	現在価値技法	割引率	1.43%—41.34%	2.14%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2026年 3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、 売却、 発行及び 決済の 純額	レベル 3 の時価へ の振替	レベル 3 の時価か らの振替	期末残高	当期の損 益に計上 した額の うち連結 貸借対照 表日にお いて保有 する金融 資産及び 金融負債 の評価損 益 (※ 1)
		損益に 計上 (※ 1)	その他の 包括利益 に計上					

有価証券

 其他有価証券

私募債	51,155	△265	△384	△778	—	—	49,728	—
-----	--------	------	------	------	---	---	--------	---

デリバティブ取引

通貨関連 (※ 2)	△7	153	—	—	—	—	146	153
------------	----	-----	---	---	---	---	-----	-----

(※ 1) 連結損益計算書の「特定取引収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※ 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、正味の債務・損失となる項目については、△で示しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはバック部門にて時価の算定に関する方針、手続き及び時価評価モデルの使用に係る手続きを定めております。ミドル部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続きに準拠しているか妥当性を確認しております。またバック部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率は、TIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2026年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△34

2. 満期保有目的の債券 (2026年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	24,595	22,367	△2,228
	地方債	60,012	55,404	△4,607
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	84,607	77,771	△6,835
合計		84,607	77,771	△6,835

3. その他有価証券（2026年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	110,212	35,767	74,444
	債券	88,733	88,379	353
	国債	80,110	79,896	214
	地方債	1,003	1,002	0
	社債	7,619	7,480	139
	その他	534,416	472,547	61,869
	小計	733,362	596,694	136,667
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	15,262	24,066	△8,803
	債券	1,013,554	1,142,207	△128,653
	国債	484,775	568,161	△83,385
	地方債	177,254	192,829	△15,575
	社債	351,523	381,216	△29,692
	その他	206,240	218,274	△12,033
	小計	1,235,057	1,384,547	△149,490
合計		1,968,419	1,981,242	△12,823

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	21,491	10,740	2,171
債券	294,183	63	14,452
国債	175,784	54	12,123
地方債	79,248	3	1,344
社債	39,150	4	985
その他	156,098	8,737	7,596
合計	471,773	19,540	24,220

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、269百万円（うち、債券269百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄を全て、また30%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。なお、著しく下落した場合であっても、回復する見込みがあると認められる銘柄については、減損処理を行っておりません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2026年 3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 (2026年 3月31日現在)
該当ありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2026年 3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,921	13,921	—	—	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2026年 3月31日)

(単位：百万円)

区分	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
顧客との契約から生じる経常収益	25,321	—	25,321	11,169	36,490
上記以外の経常収益	189,093	23,465	212,558	2,164	214,723
外部の顧客に対する経常収益	214,414	23,465	237,880	13,334	251,214

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、金融商品取引業務、債権管理回収業務及びIT関連業務等を含んでおります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1,904円72銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 145円84銭

潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 145円75銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口・76131口、従業員持株 E S O P 信託口・76905口）が所有している当社株式については、連結計算書類において自己株式として会計処理しているため、1 株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1 株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は3,154千株、期中平均株式数は3,342千株であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当ありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプションの内容

	株式会社ひろぎんホールディングス 第1回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 1名	広島銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 15,800株	普通株式 16,750株
付与日	2010年7月28日	2011年7月27日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2040年7月28日	2020年10月1日 ～2041年7月27日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第3回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 1名	広島銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 38,100株	普通株式 22,650株
付与日	2012年7月27日	2013年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2042年7月27日	2020年10月1日 ～2043年7月25日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第5回新株予約権	株式会社ひろぎんホールディングス 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 1名	広島銀行取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 25,650株	普通株式 18,000株
付与日	2014年7月30日	2015年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2044年7月30日	2020年10月1日 ～2045年7月31日

	株式会社ひろぎんホールディングス 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	広島銀行取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 34,500株
付与日	2016年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2020年10月1日 ～2046年7月29日

- (注) 1. 当社が広島銀行の単独株式移転により設立されたことに伴い、広島銀行が発行していた新株予約権者に対して当社の新株予約権を交付したものであります。
2. 株式数に換算して記載しております。
3. 付与日は広島銀行における当初の付与日であります。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年3月期）において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① Stock・オプションの数

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第1回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第2回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第3回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	15,800	16,750	38,100	22,650
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	15,800	16,750	38,100	22,650

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第5回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第6回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第7回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	25,650	18,000	34,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	25,650	18,000	34,500

② 単価情報

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第1回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第2回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第3回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第4回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価	652円	644円	446円	820円

	株式会社ひろぎん ホールディングス 第5回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第6回新株予約権	株式会社ひろぎん ホールディングス 第7回新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	914円	1,346円	654円

(重要な後発事象)

(子会社の設立)

当社は、2025年11月10日開催の取締役会において、当社完全子会社であるひろぎんエリアデザイン株式会社が100%出資する子会社の設立を決議し、2026年4月1日付で設立いたしました。

1. 設立の目的

当社は、中期計画2024（計画期間：2024年度～2028年度）において、2033年度（計画から10年後）の目指す姿（活力ある地域：「人」が集まるまち・観光立県等）の実現に向け、「街づくり」をはじめとした8つのマテリアリティ（地域の優先取組課題）を明確化するとともに、既存事業の深化および新事業への積極的な投資を行う中、その課題解決に向けて取り組んでおります。

特に「街づくり」においては、地域の魅力や生活利便性の向上等により、「ひと」が集まり、「しごと」が創出される地域活性化の好循環を生み出す重要なマテリアリティと捉えており、不動産関連ファイナンス（金融サービス）のみならず、行政や再開発事業者等へのコンサルティング（非金融サービス）も含め、グループ一体となって「街づくり」に関する取組みを推進しております。

こうした取組みを一層推し進めるべく、これまで不動産ファイナンス等で培ったノウハウや専門人財を有効に活用し、再開発等の初期・事業化段階において用いられる「不動産私募ファンド」の組成・運用を担う会社を、新たに設立することとしました。

2. 子会社の概要

- | | |
|----------|------------------------|
| (1)名称 | ひろぎんリージョナルアドバイザーズ株式会社 |
| (2)事業内容 | 私募ファンドの組成・運用に関する投資助言業務 |
| (3)設立年月日 | 2026年4月1日 |
| (4)資本金 | 100百万円 |
| (5)株主 | ひろぎんエリアデザイン株式会社 |

第6期末（2026年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,822	流 動 負 債	2,034
現金及び預金	4,024	1年内返済予定の長期借入金	510
前 払 費 用	93	未 払 費 用	325
未収還付法人税等	23	未 払 金	121
そ の 他 流 動 資 産	681	未 払 法 人 税 等	2
固 定 資 産	479,219	未 払 消 費 税 等	16
有 形 固 定 資 産	4	預 り 金	8
工具、器具及び備品	4	前 受 収 益	73
無 形 固 定 資 産	2	そ の 他 流 動 負 債	975
ソ フ ト ウ エ ア	2	固 定 負 債	31,097
投資その他の資産	479,212	社 債	30,000
関係会社株式	478,892	長 期 借 入 金	765
長期前払費用	122	長期前受収益	104
繰延税金資産	187	株式給付引当金	227
そ の 他	9	負 債 の 部 合 計	33,131
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	450,784
		資 本 金	60,000
		資 本 剰 余 金	371,186
		資 本 準 備 金	15,000
		その他資本剰余金	356,186
		利 益 剰 余 金	27,233
		その他利益剰余金	27,233
		繰越利益剰余金	27,233
		自 己 株 式	△7,635
		新 株 予 約 権	126
		純 資 産 の 部 合 計	450,911
資 産 の 部 合 計	484,042	負債及び純資産の部合計	484,042

第6期（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		10,074
関 係 会 社 受 取 配 当 金	6,854	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	3,220	
営 業 費 用		3,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,144	
営 業 利 益		6,930
営 業 外 収 益		129
受 取 利 息	33	
受 取 保 証 料	73	
雑 収 入	22	
営 業 外 費 用		329
社 債 利 息	162	
社 債 発 行 費	166	
雑 損 失	0	
経 常 利 益		6,730
税 引 前 当 期 純 利 益		6,730
法人税、住民税及び事業税	60	
法 人 税 等 調 整 額	△37	
法 人 税 等 合 計		23
当 期 純 利 益		6,707

第6期（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当 期 首 残 高	60,000	15,000	361,237	376,237
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△1,176	△1,176
自 己 株 式 の 消 却			△3,874	△3,874
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△5,050	△5,050
当 期 末 残 高	60,000	15,000	356,186	371,186

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越 利益剰余金					
当 期 首 残 高	36,196	36,196	△8,102	464,331	126	464,458
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△15,670	△15,670		△15,670		△15,670
当 期 純 利 益	6,707	6,707		6,707		6,707
自 己 株 式 の 取 得			△5,152	△5,152		△5,152
自 己 株 式 の 処 分			1,744	568		568
自 己 株 式 の 消 却			3,874	－		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					－	－
当 期 変 動 額 合 計	△8,962	△8,962	467	△13,546	－	△13,546
当 期 末 残 高	27,233	27,233	△7,635	450,784	126	450,911

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

株式給付引当金は、株式交付規程に基づく当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び執行役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

追加情報

(取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

取締役等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引について、連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	4,024百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	0百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 10,074百万円

営業費用 200百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 47百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,174	3,537	5,100	6,610	(注)
合計	8,174	3,537	5,100	6,610	

(注) 増加は取締役会決議による自己株式の取得3,448千株、役員報酬 B I P 信託による市場買付87千株、単元未満株式の買取 1 千株によるものであり、減少は取締役会決議による自己株式の消却3,447千株、公益財団法人ひろしま美術館に対する賛助を目的とした第三者割当による自己株式の処分1,000千株、従業員持株 E S O P 信託による当社持株会への売却523千株、役員報酬 B I P 信託による交付又は市場への売却129千株によるものであります。

役員報酬 B I P 信託が所有する当社株式は、当事業年度末株式数に1,676千株含まれております。

従業員持株 E S O P 信託が所有する当社株式は、当事業年度末株式数に1,477千株含まれております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払費用	49百万円
株式給付引当金	70百万円
B I P 信託関連	69百万円
E S O P 信託関連	68百万円
関係会社株式	129百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	386百万円
評価性引当額	△198百万円
繰延税金資産合計	188百万円
繰延税金負債	
未収事業税	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金資産（△負債）の純額	187百万円

(関連当事者との取引)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 広島銀行	所有 直接 100.00%	経営管理等 役員の兼任	配当金の受取	5,000	—	—
				経営管理料の 受取 (注 1)	3,071	—	—
				預金の預入 (注 2)	—	現金及び 預金	4,024
				増資の引受 (注 3)	30,000	—	—
子会社	ひろぎんクレジ ットサービス株 式会社	所有 直接 100.00%	経営管理等 役員の兼任	配当金の受取	1,254	—	—

(注 1) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しております。

(注 2) 預金取引の金利条件については、預入時における店頭金利を適用しております。

(注 3) 株式会社広島銀行が実施した増資を、当社が全額引き受けたものであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1,509円06銭

1 株当たりの当期純利益金額 22円35銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 22円34銭

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 B I P 信託口・76131口、従業員持株 E S O P 信託口・76905口) が所有している当社株式については、計算書類において自己株式として会計処理しているため、1 株当たり情報の算定上の控除する自己株式に含めております。

1 株当たり情報の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は3,154千株、期中平均株式数は3,342千株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 秋 宗 勝 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 橋 秀 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 藤 顕 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひろぎんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかに注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指導、監督及び査閲に関する責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月11日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 宗 勝 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 橋 秀 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 藤 顕 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月11日

株式会社ひろぎんホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤）	青 木 龍 一
監査等委員	谷 宏 子
監査等委員	北 村 俊 明
監査等委員	大 隈 郁 仁

(注) 監査等委員谷宏子、北村俊明及び大隈郁仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



会場 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール 広島市中区紙屋町一丁目3番8号
TEL 082 - 245 - 5151

- 交通
- 広島電鉄
 - ・紙屋町東 下車 徒歩約5分
 - ・本通 下車 徒歩約3分
 - アストラムライン
 - ・本通 下車 徒歩約5分

会場
ひろぎんホールディングス
本社ビル4階大ホール

駐車場について

当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。



ひろぎんホールディングス



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

